

イギリスにおける養子の

「アイデンティティをしる権利」

——一九七五年児童法第二六条をめぐって——

三 木 妙 子

はじめに

一 養子登録にかんする法規

1 一九七五年児童法以前

2 一九七五年児童法第二六条

3 ショート・フォームの出生証書

二 養子にかんする委員会の勧告

1 ホプキンソン報告（一九二一年）とトムリン報告（一九二五年）

2 ハースト報告（一九五四年）

3 ホートン報告（一九七二年）

三 第二六条成立の背景

1 トリセリオテイス調査

イギリスにおける養子の「アイデンティティをしる権利」

2 その他の要因

おわりに

はじめに

本稿を「イギリスにおける養子の『アイデンティティをしる権利』と題したが、制定法上の用語をかりて正確にいうとすれば、一八歳以上の養子が「かれの出生の記録にかんする認証ある謄本を入手しうる目的のために必要な情報」(Children Act 1975, s. 26 (1))をうる権利というべきであろう。「アイデンティティ」という語を用いたからといって、精神分析的自我心理学の基本概念としてのそれにまでたいたって考察しようとするわけではない。ふつうの英米人が「自分はなに者であるか」を問題にするとき用いるふつうのことばとしての「アイデンティティ」を、その簡便さのゆえに借用したまでである。「実親をしる権利」、「出自 (origin) をしる権利」、「出生記録へのアクセス権」といってもよいであろう。あるいはまた、「一九七五年児童法第二六条の権利」、「児童法第一部を廃止して養子にかんする諸法を統合した「一九七六年養子法 (Adoption Act 1976) 第五一条の権利」とよぶこともできよう。

イングランドとウェールズにとつて、この権利は一九七五年児童法⁽¹⁾によって新しく認められたものである。一九七五年児童法は全一〇九条四付則から成り、一九二六年養子法 (Adoption of Children Act, 1926) の誕生以来最大ともいわれる改正を加えた重要な立法である。そのなかで第二六条は、とりわけ強く法律家のみならず一般人の関心をひいたようにみえる。影響力甚大な条文がほかに多数存在するにもかかわらず、ややバランスを失するまでに別の規

定に人々の関心が集まるばあいがある。第二六条についてもこれと若干似たような状況が生じたといえようか。その原因の一半は、それが難解な先例の集積のある分野でなくよく素人わかりがして、だれでも意見が述べやすいというところにあったであろう。と同時に、この問題にはこんにちのイギリス人の心に訴えるなにかがあったように思えてならない。その「なにか」が児童法中の本流をなすものかどうかというのではない。むしろ一支流にすぎないであろう。しかし、家族法全般を鳥瞰するとしたら、この「なにか」は小さいながら確実な一つの傾向をさし示しているように思われる。

本稿は、日本ですでに久しく論じられている「実子特例法」に関連して、その参考に供することを直接の目的としていない。養子制度のみならず、彼我の身分公証制度はあまりにも発展の歴史と現状を異にしている、イギリス法の解決方法が難なく日本にとりいれられる面は多いとは思われないからである。しかし、イギリスでの考え方の推移と到達点は日本にとっても無関心ではいられない面をもつといえよう。

以下において、法の内容を紹介し、そのあとそこにいたる経過を多少回顧し、その背景を探ることにつとめたい。

- (1) 児童法の理解のためには、重要点を的確に紹介された磯野誠一「英国新児童法の素描」ジュリスト六〇四号（一九七六年一月）、「一九七五年児童法の養護権（custodianship）と「しゅつ」法学新報八三卷一〇～一二号（一九七七年七月）、中田幸子「イギリスの児童法」ケース研究一五九号（一九七七年三月）を参照していただきたい。

一 養子登録にかんする法規

一九二六年にはじめて立法化されたイギリスの養子法は他児養育を理想とする近代養子法の手本と評される。法の主たる目的は第一次大戦によって生まれた孤児や非嫡出子に正常で安定した家庭生活をあたえることにあったといえる。養子となりうる者を未成年・未婚の者にかぎったり、養子収養の許可を裁判所の決定にかからしめることは、たしかにその目的に合致している。また、実方との関係を婚姻障害をのぞいて終了させ、養子は養方において嫡出子たる実子と同一の権利義務を有するものとしたり（ただし一九四九年法まで相続はのぞく）、養子収養の解消を認めないことは、あきらかに「断絶養子」制度を採っていることを示すものである。かかる制度のもとで、養子は身分公証上どのような扱いをうけているのか、養子簿と出生証書上における養子の扱いをみることにしよう。そのことは新設規定第二六条の理解にとって不可欠の前提となろう。

1 一九七五年児童法以前（「資料1」参照）

(1) イングランドとウェールズ

イングランドとウェールズの裁判所（高等法院、県裁判所または治安判事裁判所）によって養子決定（adoption order）（「資料2」参照）が下されると、それから七日以内に裁判所の職員は養子決定の謄本を身分登録庁長官（Registrar General）に送付しなければならない。長官は決定書中の指示にあるとおり、決定書の付表（「資料3」参

照)上の記載事項を養子簿 (Adopted Children Register) に記入する (Adoption Act, 1958, s. 21 (6))⁽¹⁾。

養子簿 ([資料 4] 参照) には下記の事項が記載される。(1)登録番号、(2)子の出生年月日・出生国、(3)子の氏名 (name and surname)、(4)子の性別、(5)養親の氏名・住所・職業、(6)養子決定年月日、養子決定を下した裁判所の記載、(7)記入年月日、(8)身分登録庁長官に代わって記入を認証した係官の署名、がそれである (Act 1958, s. 21 (1) & Sch. 1)。決定書の付表上の記載と同様、実親の氏名・住所等があきらかにされないこと、子の出生地 ([資料 5] 第一欄参照) の記載のないことに注意しておこう。

養子簿に記入される「子の氏名」は、養子決定申立書中に記載された氏名である。申立書中に特定されていないばあいは、養子のもとの名と養親の氏とが記入される (Act 1958, s. 21 (2))。県裁判所と治安判事裁判所にたいする養子決定申立書には、「未成年者についての事項」として、「養子決定 (または暫定的養子決定) が本申立にもとづいて下されるばあい、当該未成年者は下記の氏名によってしられるものとする。氏……、その他の名……」という項目がある (Adoption (County Court) Rules, 1959, Adoption (Juvenile Court) Rules, 1959, Sch. 1, Form 1)。高等法院のばあいには、養子決定申立書中の「子の氏名」として「養子収養後当該未成年者が称する名と氏を記入せよ」と註記されている (Adoption (High Court) Rules 1971, Form 1 Note [1])。

子がそれ「によってしられる氏名」、または「養子収養後称する氏」とはなにを意味するのだろうか。イングラント法は氏の取得変更について制定法上の規定をもたない点できわめて特異な存在である。判例上人は詐欺の目的にたのでないかぎり、自分の好む氏を称することができる。氏はなんらかの身分変動や証書によって取得変更されるの

でなく、通用性によって (by use and reputation) 法的な氏となる⁽²⁾。養子の氏もその例外ではない⁽³⁾。養親となろうとする者は、養子収養申立書にいかなる氏 (実親の氏、養親の氏あるいは第三の氏) をも記入することができる。しかし、もつともふつうには養親の氏⁽⁴⁾が記入されるであろう。そのばあい、養子簿とその索引は養親の氏にもとづいて作成される。そこで子の生来⁽⁵⁾の氏のみをしる実親その他の者が養子簿によって養子収養後の子の氏名や養親のアイデンティティ⁽⁶⁾を探ることはできない。この点で一つの「断絶」が保障されていることになる。

養子簿は登録庁長官により身分登録本庁 (General Register Office, Titchfield, Fareham, Hants.) に保管される (Act 1958, s. 20 (1))。養子簿の認証ある謄本 (certified copy) はその他のいかなる証拠をも必要とせず⁽⁷⁾にそれのみで養子収養の証拠となる。認証謄本上の養子の生年月日・出生国は、あらゆる目的のために出生簿の認証謄本と同様、その者の生年月日・出生国の証拠とされる (Act 1958, s. 20 (2))。養子にとって出生証書 (birth certificate) が必要となるすべてのばあいに、養子簿の写しが用いられることになる⁽⁸⁾。「資料5」と「資料4」とを比べると、同じく出生証書の交付を申請したばあいであっても、実子がうるものと養子がうるものとは異なる⁽⁹⁾ことが一目瞭然である。養子の出生証明のためには養子たること⁽¹⁰⁾がつねに付随的にあきらかにされることになる。アメリカの多くの州のように「養親」を「実親」とするまったく新しい出生証明書 (new birth certificate) が作成される⁽¹¹⁾のでないことは重要である。

登録庁長官は養子簿の索引を作成し登録本庁に保管する。だれでもその索引を検索し、一定の手数料 (現在一通につき二ポンド五〇ペンス、郵便による申込のばあいは四ポンド五〇ペンス) を支払い養子簿の認証謄本をえること

が⁽⁸⁾である(Act 1958, s. 20 (3))。かかる公開主義は、出生・婚姻・死亡それぞれの証書のばあいと変わりが無い。非嫡出子とならんで養子について出生証書の公開制限が考えられなかったわけではないが、イギリスにおけるこの問題の解決方法は後述するショート・フォームなのである。

登録庁長官は、養子簿に記入するとともに、出生簿(Registers of Births)の欄外に“Adopted”(再養子収養のばあいは先の養子簿に“Re-adopted”)と記載する⁽⁹⁾(Act 1958, s. 21 (4) (5))。しかし、だれの養子になったのか、養子はそのごいかなる氏名を称しているか等いっさい付記されない。ここでもまた、養子の生年月日・はじめの氏名をしている実親その他の者に養子をトレースする途が封じられていることがわかる。

長官は、これらの登録簿のほかに、“Adopted”の記載をした出生簿とそれに対応する養子簿とのあいだの関係を記録し、両者の関係をトレースすることができるよう「別の登録簿と帳簿(other registers and books)を作製・保管する(Act 1958, s. 20 (4))」。この簿冊は索引をふくめて一般の閲覧に供せられない。そこに記載されたなんらかの情報を長官が提供するのには、(a)高等法院、(b)ウェストミンスター県裁判所またはその他の県裁判所、(c)養子決定を下した裁判所、のいずれかの決定があったばあいにかざられる(Act 1958, s. 20 (5))。この原則は、一九二六年養子法が「管轄権を有する裁判所の決定」(s. 11)によると定めて以来一貫して維持されてきた。裁判所の許可の基準について法はいっさい定めていない。どのような事由があると裁判所が情報の解禁を認めるのか、判決例をみたところであるが、一九二七年一月以降の少なくとも公認・準公認判例集のなかにこの種の事件をみつけることができる⁽¹⁰⁾。わずかに一件、ある教科書の著者⁽¹⁰⁾によって紹介された事件(Lawson v. Registrar General (1956), 106 L. J. 204)

がある。そこでは、養子の代母 (godmother) の遺産管理人が、代母によって養子に残された遺贈を支払う目的のために養子をトレースする必要が生じ、養子簿上のその子の氏名と住所の開示を求めた。裁判官は、「最大の注意をもって行使されるべきだが、本件ではその子の利益がその行使を求めた」として、情報は遺贈を支払う目的のために用いられるものとする条件で、認容の決定を下した。相続の目的のほか、医療上の必要、あるいは単なる好奇心によるばあい等それが本人からの申立てであっても決定がえられないのかどうか、イギリスの判例法はこの点空白だというべきであろう。⁽¹¹⁾ さしあたり、二報告書からつぎの引用をすることで満足しなければならない。「われわれはその「裁判所の」権限が大いに行使されているという証拠をもたない。裁判所は通常、自ら緊密な関係をもつと考える理由のあることを示すことのできる者にたいしてのみ、そのような決定を付与するものであるとわれわれは考える」(Hurst Report, p. 53, § 201)。あるいは、「われわれは、裁判所にたいするそのような決定の申立はごくまれ (few) で、現実に付与された件数はじつごくきわめて少数 (very small indeed) であると理解する」(Houghton Commission, Working Paper, p. 86, § 235)。

養子決定を下した裁判所の職員は、養子決定後七日以内に決定の抄録正本 (高等法院のばあいは正本) を申立人 (養親) に送達する。同職員が養子決定の正本または抄録正本を交付するのは、(a) 右のばあい、のほか、(b) 登録庁長官もしくは申立人の請求があったばあい、または、(c) だれであれ裁判官の決定をえた者による請求があったばあい、にかぎられる。⁽¹²⁾ したがって、養親とちがって養子は本人として当然それを請求することはできない。その他の者と同じく(c)により決定を求めることができるにすぎない。しかもかかる例は報告されていないようである。

以上、養子が他から告げられるのではなく自ら自己の出自を探るいとぐちをつかむ方法として、つぎの三つの方法のあることがわかった。(i) 養親が保存する養子決定の正本または抄録正本をみる、(ii) 一定の裁判所の決定をえて登録庁長官に申し立てる、(iii) 一定の裁判所または裁判官の決定をえて、養子決定を下した裁判所に正本または抄録正本の交付を申し立てる、というのがそれである。(ii)と(iii)の方法はじっさいどの程度利用されたのであろうか。一九七五年児童法案のための貴族院の第二読会において法案の趣旨説明に当たった大法官 (Lord Elwyn-Jones) は、「現行法のもとで、養子はすでにその本来の出生記録にアクセスすることができるのだが、それは困難である」(356 H. L. Deb. 21st Jan. 1975, col. 24) と述べている。あるいはまたこのようにいう者もある。「現在でも養子がかれの出生証書を取得することが可能であることを私は知っている。しかし、それをやりとげることがきわめて困難な手続であるというのがおそらく実情であろう。養子はこれが可能であることに気づいていないかもしれない。そして私はふつうかれらは気づかないものと思う」(Per Baroness Young, 357 H. L. Deb. 3rd March 1975, col. 1133)。

(2) スコットランド

スコットランド法は、スコットランド身分登録庁長官 (Registrar General for Scotland) が公開の養子簿を保管し、出生簿に “Adopted” の記入をなし、これら二つの関連を示す非公開の帳簿とその索引を保管する点で、イングランドのばあいと同様である (Act 1958, s. 22 (1) (2) (3))。しかし、その帳簿上の情報は、最高民事裁判所 (Court of Session) または第一審裁判所裁判官 (sheriff) の決定があったばあいにすぎらず、一七歳に達した養子自

らが申し立てたばあい、長官によって提供されるという一項のある点が大きな相異である (*ibid.*, s. 22 (4))。スコットランドにおいて養子決定をうけた一七歳以上の養子は、エディンバラの身分登録本庁に手紙を書くか訪ねるかして、身分を証明するものを提出し、かれの出生証書の写しを求めることができる。毎年約四五人の養子がそのための申請をすることが報告されている⁽¹³⁾。

かかる権利はスコットランドの最初の養子法 (Adoption of Children (Scotland) Act, 1930, s. 11 (8)) にすでにふくまれていた。いかなる理由によりこの規定が挿入されたかを説明する資料は発見されていないようにみえる⁽¹⁴⁾。養子のアイデンティティの重要性を認識したうえで⁽¹⁵⁾のこととは考えられないとの指摘がある。おそらく妥当であろう。むしろ一九六四年法 (Succession (Scotland) Act, 1964, ss. 23 & 24) にいたるまでの実方の相続権の存続と関連づけることの方が意味があらうか⁽¹⁶⁾。イングランドでも一九四九年法 (s. 9) まで相続は実方との関係においてのみ生じた。しかし、遺言の盛行に助けられたり、その現実主義的考慮(孤児や非嫡出子はいっぱんに財産相続とは無縁なものだという)によって、イングランドではさほど整合的に規定する必要を認めなかったということにならうか。相続の目的のためにはすでにみた裁判所の決定を求める規定を活用すれば十分だと考えられたかもしれない。

2 一九七五年児童法第二六条

一九七五年児童法は以上の諸規定に新たに以下の条文を加えることになった。条文番号は児童法のそれではなく、現行法である一九七六年養子法の番号を用いることにする。

第五条第一項

身分登録庁長官は、イングランドまたはウェールズで生まれた養子が、一八歳に達し、定められた方式において申請をなしたばあい、あるとしたら定められた料金の納付をうけたのち、出生簿 (Register of live births) 中のその出生にかんする記載事項の認証ある謄本をうるために必要な情報を、その者に提供するものとする。

本項こそがイングランドの一八歳以上の養子にはじめてその出生記録にかんする情報の提供をうける権利を認めた規定である。保健・社会保障副大臣 (Minister of Health and Social Security) としてこの政府提出法案の趣旨説明をしたオーウェン博士 (Dr. David Owen) と貴族院における大法官は、本条がホートン報告 (後出) の考えをとり入れたものであることを明言し、さらにスコットランドにおけるこの権利の行使が「そこでなにか困難をひきおこした証拠はない」ことを述べた。

第五条第二項

身分登録庁長官は、同長官によりその出生にかんする記録が保管されており、かつイングランドまたはウェールズにおいて婚姻しようとしている一八歳未満の養子が、定められた方式により申請をなし、かつ、あるとしたら定められた料金の納付をなしたばあい、出生簿またはその他の記録にふくまれる情報からみて、申請者およびその者が婚姻しようとしている者が一九四九年婚姻法 (Marriage Act 1949) の目的のために禁婚親等内にあるかいなかを通知するものとする。

本項は当初の法案 (一九七四年十二月二日印刷の Children Bill [H.L.] (42), cl. 24) にはなく、貴族院の委員会段階においてウィグダー卿 (Lord Wigoder) によって修正の動議がだされ、賛同をえて挿入されたものである (356 H.L. Deb. 13th Feb. 1975, cols. 1464-73)。前大法官も積極的支持をあたえた議員のひとりであった。兄弟姉

妹、伯叔父と姪等禁婚親等内の者がそのことをしらずに結婚を考えることは、「きわめてまれであるから問題にするに足りないというのはおろかなことである。なぜなら、おこりうるあらゆることからこれはこれくらいの規模の人口があればまさにおこるものなのである。それが私の経験である」(Per Lord Hailsham, 357 H. L. Deb. 3rd March 1975, col. 1136)。しかし、この権利の行使はあくまでも養子の発意にかかるのであるから、現実に近親者であっても養子がなんら疑惑を感じていないばあい近親婚の成立を防止しえない点では、従前どおりである。養子の実父母が婚姻関係になかったなら、父の氏名が記録上にあらわれないことが多いから、そのばあいにチェックできないことはいうまでもない。⁽¹⁷⁾

第五条第三項

第一項にもとづき情報を求める養子のためにカウンセリングを提供することは、身分登録庁長官、各地方当局および認可された養子協会の義務であるものとする。

第五条第四項

身分登録庁長官は、第一項にもとづく申請にたいしてなんらかの情報を提供するに先立ち、申請者にたいし以下の箇所においてその者がカウンセリング・サービスをうけることができるむねを通知するものとする。

- (a) 身分登録本庁において、または、
- (b) 申請時に申請者が居住する地区を管轄する地方当局から、または、
- (c) 申請者の養子決定を下した裁判所が所在する地区を管轄する地方当局から、または、
- (d) 申請者の養子収養が本法第三条もしくは一九七五年児童法第四条にもとづき認可された養子協会により準備されたばあい

は、同協会から。

第五条第五項

申請者が、第四項にもとづき地方当局または養子協会からカウンセリングをうけることを選ぶばあい、身分登録庁長官は、申請者が選んだ地方当局または協会にたいし、第一項にもとづき申請者が権利を有する情報を送付するものとする。

第五条第六項

身分登録庁長官は、一九七五年一月二日以前に養子となった者にたいしては、その者が、身分登録本庁において、あるいは申請者が第四項にしたがいカウンセリングをうける権利を有する地方当局もしくは養子協会による手配にしたがつて、カウンセラーとの面接を経たのでなければ、いかなる情報をも提供しないものとする。

第五条第七項

本条において「定められた」とは、身分登録庁長官が制定する規則によって定められることを意味する。

第三項は地方当局と登録庁長官にカウンセリング・サービスを義務づけている。児童法第一条によりすべての地方当局は養子収養にかんするサービスを提供する義務を負い、そのサービスには関係者のためのカウンセリングをふくむから (now Adoption Act 1976, s. 1 (1) (2) (c))、当局にとって本項は別段新しい趣向の規定とはいえない。しかし、登録庁長官にとってはまったく新しい義務といえる。本条施行と同時に二名のパートタイムのカウンセラーが登録本庁に配属されると報道された (The Times, Sept. 24, 1976, p. 4)。第四条により長官は、情報提供の申請がある、場所を提示してカウンセリングの利用可能性を申請者に通知しなければならない。カウンセリングをうけるかどうかは申請者の任意にまかされる。第六項は、一九七五年一月二日 (児童法の女王裁可日) 以前に養子となつ

た者は、かならずカウンセリングをうけなければならないことを定める。この規定の実現にいたるまでにはかなりの議論があつたが、これはのちにふれる。

第七項にいう「規則」は一九七六年一〇月二日に制定され (Adopted Persons (Birth Records) Regulations 1976, S. 1. 1976 No. 1743)、それにより本条は同年十一月二六日から施行されることになった。

イングランドにおけるカウンセリングの導入に、スコットランドも同調することになった (398 H. C. Deb. 28th Oct. 1975, cols. 1359-77)。スコットランド身分登録庁長官は、申立があると、(a) 養子が居住する地方当局、または、(b) 申請者の養子収養をアレンジした養子協会から、カウンセリングをうけることができる「アドバイス」しなければならず、当局と協会はカウンセリングを提供する義務を負う。養子がじっさいそれをうけるかどうかはその者の自由である (Children Act 1975, s. 27)。一九三〇年法以来情報を求める権利を養子に認めてきたスコットランドであるから、強制的カウンセリング規定についてまでイングランドに倣う必要がなかったのは当然であろう。

第三項から第六項までは、会期の終了も目前にせまった一〇月二十九日になって法案提出者たる政府によって追加された条項である。二月一二日の貴族院の第二読会以来庶民院やその委員会においても当初の条文をめぐって議論がおり、それらをつうじて夏ごろには修正・追加の可能性が色濃くなっていた。貴族院においては、主としてヤング (Baroness Young)、メッシュム (Baroness Masham of Iton) の二婦人議員およびサンデイス卿 (Lord Sandys) によって、同条の「遡及効」に関連して問題が提起された。非嫡出子を二〇年も前に養子にやり、そのご幸福な結婚をしている実母の玄関先になんの前ぶれもなくその子があらわれたとしたらどうであらうか、というのがかれらの関

心であった。実母、その夫、かれらの子にあたえるショックはたいへんなものであろうし、⁽¹⁸⁾ひいてはそれが婚姻の破綻をみちびくかもしれない。子は将来けっして自分の前にあらわれることがあるまいと信じて（すでにみたように法規のうえでは根拠のない思いこみではあるが）子を養子にやった実母たちに、審議中の条文の効力が及ぶのを阻止しようというのであった（施行期日前に養子となった者をのぞくとか、施行期日を一九九四年一月一日とするというように）。かれらは、養子の「しる権利」と衝突する実親の「しられない権利」を、すでに養子にやった実親たちのために擁護しようとしたのである。⁽¹⁹⁾

ヤング議員によって代表される意見は、庶民院においてもジル・ナイト夫人（Mrs. Jill Knight, C.）のような強力な支持者をえた。⁽²⁰⁾夫人は委員会において、同条の適用を「一九七五年八月一日以降養子となった者」にかぎることによって養子の権利と実母の権利のバランスをはかろうとする修正案を提案した。しかし、それではしることのできる養子とできない養子とがあることになり、しる権利を養子の基本権とみる考え方とあいられない。ナイト夫人にたいするもっとも痛烈な反論は、自身養子であり実母をたずねあてた経験をもつホワイトヘッド議員（Mr. Philip Whitehead, L.）によってなされた。かれは、ナイト夫人の主張は児童の福祉を第一の考慮事項とする児童法全体の精神（s.3 replaced by Adoption Act 1976, s.6）にもとるものであり、また実母にたいする夫人の同情は「大いに時代おくれの社会的モレーヌに根ざす」ものだ⁽²¹⁾と断言した。そして、ナイト夫人らという「この条文の通ることが心配で夜もねむれない実母」のイメージとおよそ対照的な、養子にやった実子をたずねる実母たちの団体 JIGSAW（後述）の存在を紹介した。⁽²²⁾しかし、このホワイトヘッド議員が、養子が出生の記録を利用するばあいカウンセリン

グの行われることが必須であると述べたことは重要であり、ノーマン・ファウラー議員 (Mr. Norman Fowler, Opposition Spokesman on Social Services) もそれに賛成したことは注目に価する。これらのやりとりをきいていたオーウェン博士は、「私が本委員会 [Standing Committee A] のムードを正しく判断するとしたら、立法以前に養子となった者のためにカウンセリング制度があるのでなければこの立法について幸せでないだろうというのが私の感じである」(7th Sit. 17th July 1975, col. 366) と述べて、カウンセリング導入の決意をかためつつあった。カウンセリングの導入については社会保障およびソーシャル・ワーク関係者の団体 (Association of Directors of Social Services and British Association of Social Workers)⁽²³⁾ が支援していたことも大きな力となったであろう。オーウェン博士はその間の事情をつぎのようにあきらかにしている。すなわち、ソーシャル・ワーカーは従来、「まったくやましいところなしに」、「実母の」匿名性が保たれうるという印象をあたえてきたので、かれらは本立法を扱うにあたって、おこるかもしれない困った対面のいくつかを回避するために可能なすべてのことをわれわれがなしたと感じるのでなければ、かれらが幸せであらうとは私は思わない」(*ibid.*)。博士はまた、カウンセリングの規定をおいたとしても「一、二の困った対面」が生じることを否定しない。「しかし、はつきりさせよう。ひとたびわれわれがある権利を設定したからには、人はそれを止めることはできない。それについて心配するばあいさえ、人をして情報に近付けせしめなければならない」(*op. cit.*, col. 367)。そして、委員会の精神を反映させたカウンセリング規定を準備することを約束し、ナイト夫人はそれに謝して修正案を撤回した。

このような経緯をへた本条は、「もともと議論のあった規定の1つ」(Bromley, Family Law, 5th ed.(1976), p.

372)と評される。国会での論争は大衆紙(e. g., Daily Mail, June 21, 1975, p. 9)にも報道され、もとジャーナリストのホワイトヘッド議員はテレビ・ラジオで活躍した。そのため一般人もよく問題の所在をしることになった。ところで、少なくとも国会においては養子のアイデンティティをしる権利自体について、それをそもそも原理的に否定すべきだという所論はきかぬかったようにみえる。この点で後述するホートン報告その他の功績を思わねばならないであろう。問題は、養子の権利と実母の権利の調整にあった。そして両者はカウンセリングの利用のなかに満足いく妥協をみいだした。⁽²⁴⁾それが発言議員たちだけのちえでないことはいうまでもなく、幅広いそのための土壌が用意されていたわけである。と同時に、いずれの権利が至高であるかという原則について、政府はその判断を誤らなかったというべきであろう。

3 ショート・フォームの出生証書

イングランドでは一九四七年一月一日以降出生証明のためにきわめて簡略な証書(short certificate of birth)の使用を認めている(Births and Deaths Registration Act, 1947)。これには、「資料6」によりあきらかなように、氏名、性別、生年月日および出生場所のみが記入される。親または養子収養に関係する事項はいっさい記載されない。出生証書が要求される就学、就職、社会立法上の権利の受給、パスポートの発行等、ほとんどのばあい必要とされるのは生年月日と国籍の証明であろう。それらの目的のためにはショート・フォームで十分だというわけである。

シヨート・フォームは本来、登録簿の公開主義のもとで、非嫡出子⁽²⁵⁾または養子たることをしられたくない者、父母不明の棄児その他なんらかの理由により親の氏名をかくしたい者のために、その実質的不利益または不要な苦痛をのぞくために案出されたものである⁽²⁶⁾。しかし、このフォームがこれらの者だけによって利用されるのであれば、制度の趣旨が活かされたことにならない。立法の成功はひとえにその普及度にかかっていたといえる。そのために思いきった手数料の引き下げが行なわれた。当時ふつうの出生証書が二シリング七ペンスであったのにたいし、シヨート・フォームはその五分の一弱の六ペンスと定められた。六ペンス・フォームとよばれて広くしられたものらしい。(現在は両者の手数料の差額が当初より小さくなっている。一九七五年一〇月一日までは、ふつうのもの七五ペンス、シヨート・フォーム二五ペンス、同日以降は前者が二ポンド五〇ペンス、後者が一ポンド二五ペンスである。)

それはまたできるかぎり広い範囲で通用性がなければならない。法案審議の段階で政府当局者は、かかるシヨート・フォームが旅券発行当局によってうけとられることの約束をとりつけていると報告し、また政府の部省、教育当局および各種企業の雇用者によって遠からずうけいれられるであろうことを確信していた⁽²⁷⁾。

施行後におけるシヨート・フォームの利用状況(「資料7」参照)をみると立法者の意図はかなり達成されたといえようか。実子について発行される出生証書のうちシヨート・フォームの占める割合は近年三〇パーセント台である。それにといて養子のそれは六〇パーセントを超えている。やはりシヨート・フォームは実子よりも養子にとってより利用されやすいことは否めないようである。それだけに養子の需要によく応えている制度だといえよう。

この立法をみちびくうえで大きな推進力となったのは、スコットランドの一九三四年の法律(Registration of

Births, Deaths, and Marriages (Scotland) (Amendment) Act, 1934) とその成功であった。それまでスコットランドでは、父母の婚姻により準正嫡出子となった者、母により父の決定判決がえられた者または裁判所から嫡出宣言をえた者は、その出生証書の裏面に父母の婚姻または判決について記載がなされることになっていた。表面にはいかなる変更・訂正も加えられなかった。このような裏書の存在は生まれたときは私生子であったことを広告するようなものだと批判されるようになった。そこで裏書を廃止して、新たに再登録することになった (*ibid.*, ss. 1-3)。ところで、スコットランドの出生証書には、子の氏名、性別、父の氏名・職業、母の名と未婚時の氏と並んで、父母の婚姻の日と場所が記載される。父母の婚姻した日が記入されるとなると、子をはじめ非嫡出子であったことが判明してしまふ。かかる欠陥を是正するため、子の氏名、性別、生年月日および出生場所のみを記す短かい様式 (abbreviated certificate of the birth) が追加的に提案されるにいたった (*ibid.*, s. 4. Now Registration of Births, Deaths and Marriages (Scotland) Act 1965, ss. 19 & 40)。このように、ショート・フォームは当初主として非嫡出子と養子の保護を念頭において採用されたわけではなかったが、⁽²⁸⁾結果的には十分その役割をはたすことができた。「公簿の完全な保持することの重要性」 (importance of preserving the integrity of the Public Register) と「準正子たることの秘密」を同時に保持するためには、これをおいてほかにはない、すなわち、「われわれができる最善のことは、必要ならいかなる公表 (publicity) を避けることである」 (285 H. C. Deb. 16th Feb. 1934, col. 2256) といわれる。

ショート・フォームの費用は六ペンスと定められた。ある議員によれば、「もし私がわが郷友〔スコットランド人〕

を正しく理解しており、また略本がいくらか安い費用で利用しうるとしたら、きわめて短時日のうちにそれはより長い古くさい様式に完全に代わって代わるであらう」(*Per Mr. Milne, op.cit.*, col. 2257)と予想された。その予想は適中し、イングランドでは、「スコットランドにおける経験は大いに成功であったことがわかったので、われわれはそれがイングランドとウェールズに拡大されるべきであるという結論に達した」(432 H. C. Deb. 7th Feb. 1947, col. 2108)といわれるほどになったのである。

シヨート・フォーム採用後のスコットランドにならうとイングランドにおいても、より高額の手数料を支払いたすればだれでも自動的にふつうの出生証書の発行をうけることができる点について、なんら変更はみられない。

(1) The Adoption (County Court) Rules, 1959, S. I. 1959 No. 480, r. 20 & Sch. 1, Form No. 9 replaced by the Adoption (County Court) Rules 1976, S. I. 1976. No. 1644, r. 25 & Sch. 1, Form 8; the Adoption (Juvenile court) Rules, 1959, S. I. 1959 No. 504, rr. 20 & 21 replaced by the Magistrates' Courts (Adoption) Rules 1976, S. I. 1976 No. 1768, r. 22, & Sch. 1, Form 9; the Adoptin (High Court) Rules 1971, S. I. 1971 No. 1520, r. 21 replaced by the Adoption (High Court) Rules 1976, S. I. 1976 No. 1645, r. 25.

(2) E. F., *Re T.* (orse. H.) (An Infant), [1963] Ch. 238; [1962] 3 W. L. R. 1477; [1962] 3 All E. R. 970.

(3) 「法にならうと氏 (surname) は世評の問題であつてそれ以外のなにもものでもない。そしてわれわれは、養子が養親の氏によつてよばれることができるためになんらかの制定法上の規定が必要だとは考えない。法律上養子となつた子はおそらくだれでも養親の氏を称するであらう、こうなることを法上妨げるものはないのである」(Child Adoption Committee: First Report (Tomlin Report) (1925), Cmd. 2401, p. 8, § 21)。^{*}捺印証書による未成年者の氏の変更とらうてな

未成年者の利益、父母の同意、一六歳以上の未成年者の同意のあることが証明されなくてはならない (Practice Direction (Deed Poll) (Minors), [1969] 1 W. L. R. 1330)。しかし捺印証書が変更のための法的要件でないことには変わりがない。なお、名については、子が洗礼をうけていたばあいクリスチャン・ネームの変更は不可能であるので、養親が別名を付加してそれのみを使用・通用させることになる (Clark Hall & Morrison's On Children, 6th ed. (1960), p. 540)。

- (4) 一九四九年法 (s. 3 (2)) 以来養親の身元を実親にかくすために「番号」(serial number) 制度が活用されている。養子決定手続の申立人(養親)がそのアイデンティティを秘密にしておきたいばあい、裁判所に申し出てその申立のための番号をもらい、それを申立書中のつぎの空白部分に記入する。「私(私たち)は私の(私たちの)アイデンティティが秘密にされることを願う。なお本件の申立番号は[]である」。(たとえば Adoption (County Court) Rules 1976, r. 5 & Sch. 1, Form 1 参照。)こうすると実親にまわされる書類(実親が署名する同意書)には養親の氏名の代わりにその番号が用いられる。これに反して、養親は申立書に子の出生証書を添付したり実親についての記入をするので、当然子の実親についてしている(養子協会によってしらせられている)。これについてホートン報告は養親側の匿名の保障のみならず、実親にも養子手続終了まで同様の保障がなされるべきことを提案している (pp. 83-84, §§ 295-98)。一九七六年の諸規則のなかでは実現されているようにみえない。

- (5) ただし、一九五四年にもなつてつぎのような記述があるのは気にかかる。「養子または養親が、政府の部省、学校その他によりもとの出生証書または養子決定の謄本を要求されるために、ときおり困難にあらうことがあるのをわれわれはしつている」。そこで「われわれは、裁判所の決定にもとづけばあいのぞき、なんびとも養子の実親の名をすることを強いことができるべきでなく、養親の名を示す養子簿の認証謄本があらゆる目的のために出生証書に代わってうけとられるべきであることを勧告する」(Hurst Report, p. 54, § 204)。

イギリスにおける養子の「アイデンティティをしる権利」

- (6) 出生証書を要求した養子がうけとめるのは「資料4」である。その欄外上部左には CERTIFIED COPY OF AN ENTRY IN THE RECORDS OF THE GENERAL REGISTER OFFICE という表題が、下部にはその養子の姓と名が印刷がある。CERTIFIED copy of an entry in the Adopted Children Register maintained at the General Register Office given at the General Register Office, Titchfield, Fareham, Hants. under the seal of the said Office, the day of 19 .

(7) 養子決定を下した裁判所、養親または養子の要請をまつて、あるいは養親から別段の要求がないかぎり当然新出生証明書が作成される。そこには養子たることを示すものはいっさいない。もとの出生証明書は封印され、裁判所の決定をえなければ開かれないうとするのが多数州である。イギリスでは準正嫡出子の法(Legitimacy Act 1976, s.9)ならびに非嫡出子の父の氏名が出生登録後に記入されるはあつ(Children Act 1975, s.93(2))とは、再登録がなされる。

(8) 申請用紙に理由の記載欄はない。筆者が一九七六年八月 General Register Office, St. Catherine's House, Kingsway, London で交付の申請用紙を提出したとき、窓口の係員は「ハスポート……じゃないですね。ああ、研究のため……」とひとりづつ受け付けた。交付申請の目的をたずねることは職務上の質問とはみえなかった。

(9) Registration (Births, Still-births, Deaths and Marriages) Consolidated Regulations, 1954, S. I. 1954 No. 1596, rr. 50 & 51 replaced by the Registration of Births, Deaths and Marriages Regulations 1968, S. I. 1968 No. 2049, rr. 37 & 38.

(10) Johnson, E. L., Family Law, 1st ed. (1958), p. 289; 2nd ed. (1965), p. 295.

(11) Clark Hall & Morrison, On Children, 6th ed. (1960) の Adoption Act, 1958, s. 20 の解説をうつて「いかなる状

況」ではトレースは不可能であるが、「例外的状況」たとえば財産や称号の相続がふくまれるばあいには、身分登録庁長官はその権利のある者に必要な情報を提供することができるとであろう」(p.539)という。しかしケースを引用していない。

(12) Adoption (County Court) Rules, 1959, r. 22 replaced by the Adoption (County Court) Rules 1976, r. 31; the Adoption (High Court) Rules 1971, r. 22 replaced by the Adoption (High Court) Rules 1976, r. 25; the Adoption (Juvenile Court) Rules, 1959, r. 23 replaced by the Magistrates' Courts (Adoption) Rules 1976, r. 25.

(13) 一九七二年ハートン報告が公表されると養子のしる権利にたいする関心が異常に高まり、その年は三一七人が照会をしたとされる (H.C. Standing Committee A, Children Bill, 7th Sit., 17th July 1975, col. 356)°

(14) その理由について問われた Mr. Robert Hughes, the Under-secretary of State for Scotland は “no idea” と答えている (H.C. Standing Committee A, *op. cit.*, col. 354)°

(15) Triseliotis, J., In Search of Origins, 1973, p. 1.

(16) Triseliotis, *ibid.* はこのことを示唆する。

(17) 本項のための「申立書式」はつぎのとおりである。

「婚姻に関連するなんらかの関係の照会のための申立書式

一、私は、身分登録庁長官の諸記録から、私と、私が婚姻しようとする者が一九四九年婚姻法の目的のために禁婚親等内にあることが認められるかどうかについて情報をあたえられることを、この書類により申請する。

二、私は、私自身と私が婚姻しようとする者の細目を以下に記述する。

私自身 婚約者

氏名 氏名

イギリスにおける養子の「アイデンティティをしる権利」

生年月日

生年月日

出生国

出生地

養父の氏名

父の氏名

養母の氏名

母の氏名と婚姻前の氏

養子決定年月日」

(Adopted Persons (Birth Records) Regulations 1976, S. 1, 1976 No. 1743, Sch. 3.)

- (18) 教会簿の伝統をうけついで欧米諸国の例にもれず、イギリスの身分公証制度もまた個人別に出生・婚姻・死亡を独立の登録簿に記載して編綴するものであり、それら相互間の連絡に欠けている。出生簿は生まれた子ごとに作成されるだけで、親の出生簿や婚姻簿に子の出生が記入されるわけではない。したがって非嫡出子が未婚の母の戸籍に載ることによって母の「戸籍をよこす」という問題は生じない。そこで、告げられていない未婚の母の夫にあたえるショック（あるとしたら）が問題とされるのであろう。

- (19) 貴族院における同条の審議は 356 H. L. 21st Jan. 1975, cols. 16 *et seq.*; 356 H. L. 13th Feb. 1975, cols. 1464-73; 357 H. L. 3rd March 1975, cols. 1126-39; 359 H. L. 17th April 1975, cols. 533-35; 365 H. L. 31st Oct. 1975, cols. 827-28 参照。

- (20) 庶民院における審議は、893 H. C. 20th June 1975, cols. 1821 *et seq.*; Standing Committee A, 7th & 8th Sitings, 17th & 22nd July 1975, cols. 330-87; 898 H. C. 28th Oct. 1975, cols. 1359-77, 1462-63 参照。

- (21) 非嫡出子の母にたいする社会の反応についての認識は、発言者の社会的・地方的背景によってかなりの相違がある。たとえば、Mr. Peter Hardy, L. (教育界出身) は、ぎのようである。「私は昔風の南ヨークシャーの人間である。わが尊敬す

る友人〔ホワイトヘッド議員〕がときどきされるような服装で、とりわけ最後にひげをそってから長時間を経過したであらうような人の話をきくばあいには、その人がだれであれその種の筋からの社会的モーレースにかなするコメントに、私は疑いの目を向けるのである」(Standing Committee A, 17th July 1975, col. 347)。

- (22) Mrs. Helen Hayman, L. により、本来実母の権利に関心をもち、National Council for One-Parent Families (Mrs. Hayman はその元会長代理)が養子のしる権利を認め、法案が原案どおり通過することを希望していると紹介された(Standing Committee A, *op. cit.*, cols. 362-63)。

- (23) B A S W の “Analysis of Children Bill” は「現行法のもとで養子収養に同意した親とのあいだによりき信頼が維持される必要がある」という理由で、「原法案(第二五条)は適及的であってはならない」という(p.16)。

- (24) 筆者が庶民院本会議場において児童法の審議を傍聴していたさい、オーウェン博士が議長席の背後をまわって、野党のフロント・ベンチにいるノーマン・ファウラー議員のとなりに坐りこみ、分厚いファイルをひろげて談じているのを一再ならず目撃した。これのみをもつてこの法律が超党派的な協力によつて成ったというのは牽強附会にすぎようが、かかる印象を強めたことは否定できない。

- (25) 出生簿に嫡出・非嫡出の別は記入されない。父母の婚姻の日も出生簿上の記載事項ではない。父の事項欄が空欄であるか、父の氏と母の氏が異なるばあい、非嫡出子である蓋然性が高いとみられるだけのことである。父母の氏が異なるばあい婚姻関係がないとはかぎらないし、父母の氏が同一であっても父母が婚姻関係にあるとはかぎらない。

- (26) この小さい立法(全二条)の背後にはこのような事件があつた。年若い婦人が職をえて、出生証書を提出しなければならなくなつた。かの女は非嫡出子であつたのだが、父の記入のないことをしられたくないために姉妹の証書を自分にあうように変更した。この変更が発覚してかの女は訴追され、しごとを失ひ、しかも非嫡出子であることがしれわたつた(432 H.C.

イギリスにおける養子の「アイデンティティをしる権利」

2nd Feb. 1947, col. 2108)。このような事態の改善については国会で何度か質疑の対象になったことがある。戦中戦後に生まれた大勢の非嫡出子が学齢に達する一九四七年になってついに解決をみたわけである。254 H. C. 2nd July 1931, cols. 1457-58; 430 H. C. 21st Nov. 1946, col. 1024; 431 H. C. 12th & 5th Dec. 1946, cols. 274 & 485-86; 144 H. L. 11th Dec. 1946, cols. 837-38.

(27) 432 & 433 H. C. 7th & 14th Feb. 1947, cols. 2107-19, 694-706; 145 H. L. 20th Feb. 1947, cols. 851-57.

(28) 285 H. C. 16th Feb. 1934, cols. 2247-80; 92 H. L. 7th May 1934, cols. 1-4. スコットランドにおけるこの時期の改正は「過去およそ二〇年のプロパガンダ」の成果であると同時に、国際連盟児童福祉委員会 (Child Welfare Committee) の動向と無関係ではないらしい。同委員会は「非嫡出性が公けにされないよう出生証書その他公式の書類の抄本を発行することによって非嫡出性から生ずる不利益を軽減する努力」に関心を払っていた。一九三三年にはこの問題にかんする調査報告が公けにされ、それによると、右の目的のための抄本を認めていたのは、ドイツ、オントリオ、フィンランド、オランダ、スイス、アメリカの数州だけであり、しかもそれらの法域においても結果は不満足なものであったと報告されていた (H. C. *op. cit.*, cols. 2265-68)。

二 養子にかんする委員会の勧告

養子のアイデンティティをしない権利の立法化の経緯をしようとする、その他の児童法上の諸規定のばあいと同様、まずホートン委員会のワーキング・ペーパーと報告書にあたらないければならない。児童法の骨子のほとんどがホートン報告の勧告を立法化したものとみられるからである。本章ではさかのぼってホートン以前の養子にかんする委員会

報告のなかに、関連する議論をたずねることからはじめよう。それらの報告書だけでは本稿の目的のためにきわめて不十分なのであるが、そこから養子のアイデンティティをめぐる考え方の推移を、いくぶんか察知することができるであろう。

1 ホプキンソン報告（一九二二年）とトムリン報告（一九二五年）

はじめての養子法である一九二六年法は、養子の身分登録の面でもいまにひきつがれるいくつかの原則を確立した。二六年法の成立には二つの委員会がその準備作業を行った。内務大臣により一九二〇年に設置され二一年に報告書を提出したホプキンソン（Sir Alfred Hopkinson, K. C.）委員会と、一九二四年に設置され翌年報告書と法案素案を發表したトムリン（T. J. C. Tomlin, J.）委員会がそれである。

二二年の報告書（Report of the Committee on Child Adoption, Cmd. 1254. ホプキンソン報告と略す）において、すでに現在の養子法の見取図は描かれている。「養子決定の登録」という小見出しのもとに、その大綱がつぎのようにあきらかにされた。

「四九「養子縁組にたいする裁判所の」許可がどのようなかたちをとるにせよ、「養子」決定の正本はその子の生年月日を示す証書（certificate）とともに養親に交付されるべきである。「養子」決定の正本と証書は、それぞれそこに記された事実の十分な証拠としてとりあつかわれるべきであり、証書はあらゆる目的のために出生証書の代わりとしてうけいれられるべきである。

五〇 養子決定がある裁判所により下されたこと、および決定の記録がその裁判所にファイルされていることは、はじめに子の出生が登録された地区の出生・死亡・婚姻登録官（Registrar of Births, Deaths and Marriages）にたいして通知されるもの

とする。しかし、その通知には養親の身元 (identification) をあきらかにする情報をふくめてはならない。

五一 「養子」決定の正本は身分登録庁長官に送付されるものとし、またその事件にかんするその他の訴訟記録は時をへてしかるべき公けの場所に保存されることができる。そのような書類はだれであれ裁判所の決定なしに閲覧することができないものとする」。(p. 9)

以上により、(i) 養子収養証書の出生証書機能、(ii) 「本来の出生簿上における」養親の身元不開示¹¹もとの出生簿と養子簿との不連絡性、(iii) 養子決定正本と訴訟記録の非公開性、がうちだされていることがわかる。

ホプキンソン報告が養子制度の立法化を勧告した翌年以後一九二四年までに六つの（一つはスコットランドのため）議員提出法案が提出されたが、いずれも成立するにはいたらなかった。一九二四年にはそれまでに表明された意見の多様性にかんがみ、トムリン委員会が再審議をはじめた。その報告書 (Report of the Child Adoption Committee, First Report, 1925, Cmd. 2401, Second Report (Adoption of Children Bill), 1925, Cmd. 2469. トムリン報告と略す) は、ホプキンソン報告の右の原則をうけつぎ、登録にかんする技術的な点をも精微なものとした。くりかえしの煩をいとわず以下に抄訳する方針は、前もって身分登録庁長官の意見を求め、実施可能であるとの確認をうけたものだという (p. 8, §21)。

- 一、身分登録庁長官は養子簿を保管する。
- 二、管轄権を有する裁判所の決定によるのでなければ、養子簿への記入はなされない。
- 三、登録庁長官は、(a) 養子決定をうけた子の（中央および地方）の出生簿に “Adopted” の記入をなし、(b) 養子簿には、出生簿

上の一定の日に生まれたこと、および養子決定書中に記された養親の養子であることを記入する。

四、登録庁長官は“Adopted”と記入された出生の記載と養子簿上のその子の記載とが同一人のものであることをあきらかにするため、「その他の記録」(other records)を作製する。その記録と索引は一般に公開されない。出生簿にも養子簿にも相互の関係を示す記載がなされてはならない。

五、裁判所の決定によるばあいをのぞき、なんびとも養子の出生簿と養子簿中のその子にかんする記入とを結びつけるための情報をあたえられない。

六、養子簿の謄本または抄本は、出生簿の謄本または抄本によって達せられるあらゆる目的のために役立つものとする。およそいかなる目的のためにも養子簿の謄本または抄本を、出生簿の謄本または抄本よりも効力において劣るものとして扱うことはできない。(p. 12, Appendix III)

最後の点に関連して、「養子収養の対象である子がしばしば非嫡出子である事実にかんがみ、かれらが出生証書の提出を求められたばあい、生年月日を記録するだけの養子収養の証明書を提出しうるならば、世間の目からみたかれらの地位は改善されることになるう」(p. 8, §21) という養子制度法制化論者の見解を紹介している。養子の利益のために非嫡出性を開示しないという配慮は意識されていたが、養子たる身分をかくそうとする意向はまったくみられなかったことに注意しよう。

トムリン報告書は、大いに議論のあった問題として、「秘密性」(secrecy)についてつぎのようにいっている。

「養子縁組(adoption transactions)における秘密性の要素をひじょうに重要視する者がある。秘密性によって意味されることは、縁組自体がいっぱんに広く知られる事項であるべきでないというのみならず、当事者たち自身あいしるようになるべきでない

イギリスにおける養子の「アイデンティティをしる権利」

い、つまり、養親は子がどこからきたかをしることができるとしても、実親は子がどこにいくかをしるべきでないということである。養子協会のあるものはこの点をとくにかれらの不可欠な方針の一部としている。かれらは慎重に子の過去と将来とのあいだに仕切りを定めおこうとする。かかる秘密性の観念は、一部は、実親が養親に介入しようとするだろうという（養子制度の立法化により一掃されるべき）おそれに発しており、また一部は、諸事実を目をつぶることができれば、諸事実自体が存在することを止めるだろうという信念にでている。じつさい、養子となった非嫡出子がその出自をトレースしえないなら、そのことはその子にとって利益となるであろうというように。子の出自がのちにたしかめられることを困難または不可能とすべくその足跡を故意に消去するかあいまいにすることが望ましいか、あるいは許容されさえるかという問題はさておいて、われわれはかかる秘密性の制度は、養子制度の立法化と関連して全面的に不要であり、異議があろうと考え、われわれはそれを導入するなんらかの試みに反対するべきである。しかしながら、このことは、養子収養について管轄権を有する裁判所がそのような事件を公衆と報道機関を入室させない判事私室において扱ってはならない、あるいは本報告書第三付則「前出二八〜二九ページ」に示された登録にかんする諸規定のなかで示される登録簿に関連する情報にたいする公衆の権利を制限するべきでないとわれわれが考えていることを意味しない」（p. 9, § 28）

ここでは養子の出自をしる問題について言及はされながら、正面からその権利の当否について判断がなされていない。出自をしる権利を「公衆」に制限することだけが明言されている。このことは養子の自己の出自をしる権利をどう考えていたことになるのか、養子自身と公衆一般を区別したのかどうか、問題を残すところであろう。申立人がだれであれ裁判所の許可は不可欠とされているが（前出抄訳五）、養子自身の申立とその他の者の申立とでは許可の基準におのずと寛厳があつてしかるべきだと考えていたのかどうか、これもまたあきらかでない。トムリン報告の右の

引用部分が「秘密性」の保持について一般にかなり消極的であるところをみると、養子からの申立にたいしては裁判所の許可が自動的に、あるいは容易にえられることを前提としていたといえようか。

当時すでに一部篤志家によって養子協会が組織され事実上の養子の斡旋がはじめられていた。養子収養をしようとする者より、子を手離すことを望む者の方が多いと信じられていた時代である (p. 488)。養子協会は養子収養を成立・成功させるために実親の介入を阻止することに懸命であり、積極的に「秘密性」の保持を標榜・促進したであろうことは想像に難くない。それにもかかわらず、トムリン報告が、アメリカの多数州のように養子収養の痕跡をとどめないまったく新しい出生証明書の発行を認める方法を選ばなかったのは興味深いことである。

なお、養子協会が「秘密性」の保持というばあい、それが養親と養子にとって利益であると考えたからであるが、養子にとっての利益が安定性よりも非嫡出性の隠蔽の観点からとらえられていることは、当時の社会における非嫡出子への反応を物語っているといえよう。実方との断絶、出自をすることの困難さは、養親と養子にとってばかりでなく多くの実母にとつてもまた利益であったにちがいない。非嫡出子を生んだ母にたいする社会の仕打ちにはまだきびしいものがあり、子を首尾よく養子にやり「永久に幕を下ろし」、「巻を閉じた」ことで安堵する母も多かったであろう。「秘密性」を守る立法は三者にとってそれぞれに人道的な立法であったのかもしれない。例外的ケースの救済のためには「裁判所の許可」による解禁の規定があれば十分と考えられたのであろうか。

2 ハースト報告（一九五四年）

イギリスにおける養子の「アイデンティティをしる権利」

この種の議論をみるのは、一九五四年の報告書 (Report of the Departmental Committee on the Adoption of Children, Cmd. 9248, ハースト報告と略す) のなかである。⁽¹⁾ その年にはすでに、養子協会にたいする地方・中央政府のコントロールが強化され (Adoption of Children (Regulation) Act, 1939)、協会のサービスの質は向上し、子の福祉の実は相当にあがっていたものと考えられる。さらに、養子の養方における完全嫡出化が徹底していた (Adoption of Children Act, 1949)。⁽²⁾ しかし同時に、完全嫡出化への指向が登録の面で養子を実子として再登録するとうかたちで貫徹されなかったことに注意しよう。養子件数は着実に増えつづけ一九四六年には二三、五六四件を記録した。大戦による特殊事情がおさまりかける一九五〇年代に入ってもほぼ例年一四、〇〇〇件台を保っていた。このように養子制度が制度として十分定着した時代に、政策と手続をさらに検討するために設置されたのが一九五三年のハースト (Sir Gerald Hurst, Q.C., T.D.) 委員会である。

本稿に關係する部分について、ハースト報告の「序説」はこのように述べている。

「養子収養をした者は、養子決定が下されると、ことをなしとげたというある種の感じをもつであろう。しかし、養子収養を扱うたいの裁判所は、子にかれが養子であることを告げる必要を強調するのがならいであるにもかかわらず、いまなお養親が子にたいしても社会のその他の人々からも養子収養の事実をかくそうとすることがあまりにもふつうである。多くのばあいこれは養親が自分自身の子をもつことができなかった事実をある意味で恥と感ずるからであることはまちがいない、そこでかれらにたいし養子収養のことを告げるよう説得しようとするばあい、このことにたいして十分な考慮を払う必要がある。この気の重さを克服するために養親はかかる知識を養子にあたえないでおくことにより子の情緒的發展と将来の幸福を重大な危険にさらすで

あろうことをはっきりと理解しなければならぬ。養親はまた、子をかれらの家庭にうけいれることは本来賞揚されること、そしてそうすることのためにだれもがかれらを尊敬するであらうことを認識することにより、助けられるかもしれない。子の出現が、親族、友だちおよび近隣の人々の口へのぼらないですむと思うのはおろかなことである。その家族が遠くへ引越したばあいでも、子はどこからか養子であることをしるようになることはほとんど避けえないのであって、このことはくりかえし経験によって示されている。たとえば、その事実、学校その他の試験、就職または軍隊の一つに入るばあい、ほとんどかくされることができない。子が真実を突然他人から学んだばあい世にもいたましい心理的影響をうけたという悲劇的な事件をわれわれはきかされている。いくつかの事件で子は、とくに青年期にあるばあい、そのショックが原因で精神的バランスを失った。われわれは、子がかつとも幼いときから (from his earliest years) 養子だとして育てられることがきわめて重要であるというエビデンスをうけとり、それに大いに心を動かされた。このことは立法によって正しく行われるにた易いことがらではない。そうではなくて、われわれは、養子法が円滑に機能することを保証するだけでなく、できるかぎりその結果が良好であることをみることに関心をもってきたのであるから、この問題について大いに考え、これについて事態を改善するための勧告を行った」。(p. 6, § 22)

右の一節はつぎのことをあきらかにしているといえよう。まず、当時すでに「養子であることを告げること」(“telling”) の必要性はかなり一般的に認識されるにいたったこと、しかも告げるべき子の年齢は相当に下降していたらしいことである。さらに、望ましい“telling”に失敗したばあいの事例がすでに臨床家等によって報告されていたらしく、養子決定を下す裁判所もその必要性を養親に説く慣行が育っていたことである。

ハースト報告はけっきょくつぎのような勧告を行った。

イギリスにおける養子の「アイデンティティを失する権利」

「われわれは決定申立書につきの効果を生じる記入がなされることを勧告する。」

『われわれは本件の子にたいし、かれを養子とすることをすでに告げ、

また（あるいは）、

われわれはその子をかれが養子であることをしらせて養育にたずさわる。』

「われわれは、また、裁判所にたいし、養子決定をなすに先立ち、養親が子にかれの養子収養を告げたか、または告げる意思のあることの心証をうる義務を課すべきことを、勧告する。」（*ib. id.*, §§ 152 & 153）

養子収養のアレンジが養子協会や地方当局によって行われるばあいであれば、協会または当局が“telling”について養親に必要な助言をあたえることができる。しかし、それらの機関をとおさない私的なばあい（医師・親族等によるばあい）には、通常専門家による助言をうる機会が少なくなる。そこで、すべての養親がかならず通過する裁判所こそが助言の主体として適当であるということになったのであろう。この勧告はどういうわけかそのごの法律のなかにも規則のなかにも明文化されず、決定申立書の様式の変更をもたらさなかった。しかし、養子協会のみならず裁判所において少なからず意識的にこの勧告の趣旨が実行されたと推察することはできよう。⁽³⁾

このように、養子の「告げられる必要」は十分に認識され、養親の自覚と自発性の涵養に大きな期待がかけられていた。では一歩進んで、養子自身の「しる権利」についてはどうであろうか。第三部「その他の勧告」のなかに、「養子の出自」という一節がもうけられている。それはまず養子自身による照会についてこのようにいう。

「イングランドにおける多くの〔同委員会への〕証言供述者たちは、養子にかかる〔出自にかんする〕情報にたいする権利をも

っているものと考え、養子が自然の好奇心を満足させることを永遠に妨げられることは養子のためにならないとの見解を表明した。……イングラッドにおいて「一九五〇年養子法第一九条第四項（スコットランドの一七歳以上の養子の権利）に」相応する規定を導入するとしたら実際上の困難（practical difficulties）が生じるであろうから、われわれは、第二七条第四項「出自の開示についての裁判所の同意」の修正を勧告しない。……われわれは、イングラッドにおいてもスコットランドにおいても、養子は二歳に達すると制定法により養子決定の謄本をその養子決定を下した裁判所に求めることができるようにすべきであると勧告する。その謄本は登録庁長官がその帳簿から提供することができると同じ情報をあたえるであろう」（p. 53, § 201）

養子の申立をうけた裁判所は、本人であることの確認のほか、情報開示の適否について判断するのかどうか明確でない。当時でも決定をえればだれでも情報をえられたことを思えば、本人の申立にたいしては当然の権利としてその理由のいかんをとわず自動的に情報提供がなされるというつもりであつたのであろうか。

報告書はこのような勧告がときに非嫡出子の実親を困惑させ、窮地においこむことがあることを見落してはいない。「しかし、多くの養子は実親についての知識をもつことで満足し、実方の家族と接触する——じっさいその現住所をたどりあてたばあい——ための手段をとらないであろう。したがって危険は僅少であるとわれわれは信じる。そして、いづれにせよ、その危険は、子を養子にやる母親のひきうける用意があるべきだとわれわれが考える危険である。それはむしろ、母親が養子収養に同意するときの女に説明されるべきことがらの一つである」（p. 54, § 202）。ここでは果敢にも養子のしる権利を実母のプライバシーに無媒介的に優越させていておどろかされる。その前提となる事実を述べる後半の部分が当時の大勢の見解であり、また養子協会により実務上励行されていたことであるかどうか

かは疑問であろう（前出一六ページ、オーウェン発言参照）。

その他の者からの照会については、その申立が高等法院もしくはスコットランドの最高民事裁判所、または養子決定を下した裁判所にたいしてなされるべきことを勧告している（p. 54, § 203）。

ハースト報告はまた小さいながら見逃しえない勧告を行っている。それはイギリス国教会の洗礼簿上の「親の氏名」（parents' name）の記載についてである（Parochial Registers Act, 1812, s. 3 & Sch. (A)）。洗礼をうけずに生後まもなく養子となった子が養子決定後に洗礼をうけたばあい、聖職者は養父母の氏名を「親の氏名」欄に記入することが慣行化していたらしい。それは違法ではあるが、おそらく大方の養親の意向に沿った処置としてとりたてて異論をさしはさまれずに過ぎたのであろう。しかしイギリス国教会の記録の公正さに疑義を生ぜしめるものであったことはまちがいない。養子を養子としてしか記録しない俗界の登録の原則とも相違する。教会当局者は実父母の氏名と養父母の氏名を併記することが適当であると考えたこともあったという（Hurst Report, p. 62, § 248）。しかし、それでは養子の出自についての知識が公衆によってアクセスされることになり、それは同時に養親の希望にも背反することであつたであらう。そこでハースト報告は、「聖職者が実父母の氏名をあきらかにすることなしに、その子を『養子』として登録するための規定がもうけられるべきことを勧告」した（p. 62, § 248）。この勧告は立法化され、養子決定後に子が洗礼をうけたばあい、洗礼簿上の記載または洗礼証明書には実父母の子としてでなく、養親の「養子」（the adopted son or daughter）と記述されることになった（Adoption Act, 1958, s. 25 repeated by the Children Act 1975, Sch. 4, Pt D）。かかる洗礼証明書にたいしては、国家の出生証書にたいするショート・フォーム

に相当するショート・フォームの洗礼証明書が発行されることになった。そこには教区、子の氏名、洗礼式の間行われた日のみが記載される (Baptismal Registers Measure, 1961, s.2 & Pt II)。

ハースト報告は、先に引用したように、スコットランドの一七歳以上の養子をもつ権利をイングランドに及ぼすことについて、「実際上の困難」を理由にそれを一蹴した。しかし、政府内の委員会報告のなかに養子の「この情報にたいする権利」(right to this information) (p.53, §201) という語があらわれたことは特筆すべきであろう。このことはつぎに設置される養子にかんする委員会において一段と本格的にとりあげられる機運を予想させるに十分である。

3 ホートン報告 (一九七二年)

一九六九年七月「子の養子収養にかんする法、政策および手続、さらにいかなる改正が望ましいかを考察するため」に「ホートン (Sir William Houghton) を委員長とする委員会が設置された (七一年一月のホートンの死去により Judge F. A. Stockdale がひきついでたため、ホートン委員会ともストックデル委員会ともよばれる)」。その前年は養子件数がついに二六、九八六件を記録した年である。養親希望者は養子となる子の何倍にもなると推察され、ながいあいだ待たされるのがふつうであった。その反面、養子に収養されず地方当局の施設や里親家庭で養育される子も多かった。一時的事故によってそうなる子もあるが、二年三年と親となんらの接触なく当局の世話に放置される子も少なくない。グループ・ケアに避けがたい欠点にたいする反省と財政的問題もあって、これらの潜在的養子候補者

にたいする関心が高まっていた。⁽⁵⁾ 물론幼い子を育てるために「家庭が最良の単位」であるとの信念がその背後にはあったであろう。また、ホートン報告前後の時期を考えるべきは、とくに、ビルや人工妊娠中絶の合法化 (Abortion Act 1967) による「望まれない子」(unwanted child) の出生低下、離婚の自由化 (Divorce Reform Act 1969) と再婚の増加、非嫡出子にたいする法律上の差別の廃止 (Family Law Reform Act 1969)、社会全体の非嫡出子とその母にたいする偏見の類勢、といった諸傾向に留意する必要がある。

ホートン委員会は最終報告を用意する前に広く一般のコメントと批判を求めて一九七〇年一〇月暫定的提案をふくむワーキング・ペーパー (Adoption of Children, 1970) を発表した。一九七五年児童法に結実する法の基本的考え方はほぼこのペーパーのなかみることができる。それは、本稿に関連する部分についてこういつている。

「子にかれが養子であることを告げることの重要性は久しく認められている。かれがかれの出自について——たとえばかれの実父母、そのタイプ、容貌、かれらがもっていたと思われる特別の資質または才能、かれらがその子をあきらめた理由、なにか特別の医学上の特徴——しる必要があるということはだんだんと認められつつある。それはアイデンティティ感覚の正常な発展のために、またかれおよびその養親が、かれのことを、遺伝および養育と環境の両方によって体得したかれ自身に特有な渾然とした諸特徴の結合をもつ個人として、より十分に理解することができるために、必要とされるのである。養子収養によって子をもつことは実子をもつこととは異なることがしだいにうけいれられており、この事実を公然と認めないことは有害である。これらのニーズを充足することは、関係者全員に内密性を提供しつつ、養子収養を完全に新しい出発点とする現行の法観念のある側面と、容易には調和しないのである。われわれは、養子収養にたいするなおいっそうオープンなアプローチが、もっとも密接に影響をうける者、ソーシャル・ワーカーおよび世論によって支援されるべきであると信じる」。(p. 5, § 15. See also, the Hough-

ton Report, p. 8, § 28.)

ここでは、ホートン委員会が養子協会等におけるソーシャル・ワークの理論やプラクティス⁽⁶⁾を十分把握し、それをはっきりと肯定する立場があきらかにされている。養子収養をめぐる「オープンな」立場を公言していることは重要である。

このように、養子が自己のアイデンティティを確立するためにその出自についてできるかぎり多くをしる心理的ニードをもつものであることが認められた。しかし、一八歳以上の養子がもとの出生記録へのアクセスを求めたばあい、委員会の暫定提案は、イングランドおよびウェールズにおいて、「裁判所の許可をえたばあいかぎり認められるべきである」として、改正の必要を認めなかった。裁判所は実親の状況や養子のニードについて助言をえて決定すべきであるという。スコットランドにおける現行の権利をどうするかについては、トリセリオティス博士によって進行中の調査結果をみたうえでさらに検討することにした (p. 86, § 253)。

同委員会はトリセリオティス調査(後出)を十分検討した。その結果、最終報告書 (Report of the Departmental Committee on the Adoption of Children, 1972, Cmnd. 5107) はスコットランドにひいて「現行法維持」(ただし一八歳以上の養子とする)を勧告するのみならず、イングランドについても、ワーキング・ペーパーの提案を改め、スコットランドに同調することを勧告した (p. 86, § 303)。このような委員会の態度の転換にはトリセリオティスの調査結果が重要な役割をはたしたことはたしかであろう。報告書はまた各方面からのエビデンスを紹介している。あるものは養子が実親の氏名をすることは人としての基本権であるといい、またあるものは養子が実親を探した

そうとすることによって生じるとくに実親側の困惑をより問題にしたという。しかし、全体としてみるとエビデンスはいっそう自由なアクセスに好意的であったと総括する。さらに、もとの出生記録を求める養子にたいしてつぎのような援助をあたえる提案がなされた。かれらは、「その本来の出生証書が手渡されるか送られてくるとき、かれらがより以上の援助と情報を望むなら、養子収養をアレンジした協会またはかれらが住む地方当局のソーシャル・サービス部（もしくはスコットランドのソーシャル・ワーク部）がそのことについてよろこんでかれらと話しあうであろう、と助言されるべき」だというのがそれである（p. 86, §304）。

養子手続にかんする裁判記録からの情報については、一八歳以上の養子のばあいも自動的にえられるのではなく、裁判所の裁量にまかせられるべきであるという。委員会は、養子収養をアレンジした養子協会の名が養子決定書中に記入されるべきことを勧告しているので（p. 84, §299）、裁判所がその協会の名をしらせると養子はさらにくわしい情報をうることもできるようになるはずである。情報収集の必要は養子がかなり年をとってから生じることもあるので、協会はその記録を七五年間保存すべきことも勧告されてゐる（*ibid.*）。

ホートン報告を総体としてなげめると、子の福祉の強調、児童にたいする国と地方当局のいっそうの介入、長期保護児童にたいする里親の権利の伸長と実親の権利の後退がその眼目であるといえよう。そこで、その勧告を立法化した児童法を、ひとは「児童憲章」とよんで称賛したり、あるいは国家の家族にたいする「あまりの」介入に懸念したりするのである。このような主たる傾向のなかにあって、まったく別の、きわだって鮮やかな印象をあたえるのが、養子収養にたいする「オープンなアプローチ」の主張である。これは一つには親族養子の消極的評価にあらわれてい

g (Houghton Report, pp. 27-31, § 97-115 Children Act 1975, s. 10 (3))。祖父母を養父母とし母を姉とするような養子収養が、真実の親族関係をかくすために利用されるとしたら認められるべきでないという。実親の一方と継親との共同による養子というより頻繁にみられるケースについても、子の長期的福祉の観点からみて有害であるとみる。そのばあい養子収養は、実親の他方とその親族からの完全な断絶をとまなうことに着目してそういうのである。このように親族による養子収養を原則として禁ずるべきだという考えは、実親子関係でも養親子関係でもない新しい「養護」という関係 (custodianship) の創設に、一面において結びついたといえよう (*op. cit.*, pp. 32-39, §§ 116-138, Children Act 1975, Pt II ss. 33-55)。実親との関係を切った方がよいばあいと、切らない方がよいばあいについて慎重に判断を下そうとするのである。養子法が非嫡出子に嫡出子たる身分を付与することに大きな意義のあった時代には、養親の有資格者のひとりとして、「未成年者の母または父」が明記されていた (Adoption of Children Act, 1949, s. 2(1)(c), Adoption Act, 1958, s. 2(1) (a)) ことを思うと隔世の感をおぼえるではないか。しかも近年における親族養子の著しい増加にもかかわらず、関係者がその原則的禁止を提唱し断行したことのように、かれらのなみなみならぬ意欲をみる思いがする。⁽⁸⁾ その背後にあるものは、「子にとってかれの出自についての真実をしることの重大な」(Houghton Report, p. 27, § 98) を認識し、親族養子にふくまれる「人為性を回避」(avoiding the artificiality) (*op. cit.*, p. 29, § 106) しようとする姿勢であろう。

もう一つの「オープンなアプローチ」こそが養子のアイデンティティをしる権利の認容である。これもまた、「養子収養にたいする態度は、家族と社会の諸問題についてのいっそうの開放性 (openness) と歩調をあわせて、変り

つつあり、養子たる地位についていっそうの正直さ (honesty) が奨励されるべき」(*op. cit.*, p. 8, § 29) だといふ考えに基礎をおいているといえよう。

(1) トムリン報告とハースト報告のあいだにあつて養子について重要な考察と勧告をしているのは一九四六年のカーティス (Miss Myra Curtis) 報告 (Report of the Care of Children Committee, Cmd. 6922) である。児童法全体の理解に就いて欠くことのできない報告書であるが、本稿の問題にかぎるばあいは省略しよう。

(2) むしろ、一九四九年法の原法案第九条第三項は、「養子決定書中の子の氏として記載すべき氏は養親の氏でなく子のもと の氏 (original surname) であつたことには注目される。しかし、庶民院第二読会で反対や疑義を述べる者があり (Mrs. Ganley & Sir T. Moore, 461 H. C. 18th Feb. 1949, cols. 1501, 1949-50) 法律第一二条第一項においては「養親 の氏」と変わっている(いかなる経緯をへてのことかは委員会議事録をみていないので不明である)。なお、一九四九年法案 の審議のさう、養子収養後の実親の介入を厳に排除しつつ、成人後の養子の実親検索権を主張する議論があつたことは興味 深く (*Per Mr. Janner, op. cit.*, col. 1515)。

(3) 最初の養子法以来ずっと裁判官は養子決定のよい適当と考える条件を付することができた (Adoption Act, 1958, s. 7 (3))。この条文としては子の宗教教育や遺言の書き換えその他財産上の用意にかんするものがふつうであるが (Adoption Agencies Regulations, 1959, S. I. 1959 No. 639, Sch. 3 参照) “telling” を条件とすることも可能なはずである。現に、Bronley, Family Law, 3rd ed. (1966), p. 410; 4th ed. (1971), p. 256 など「子が養子であることを告げる義務」を 条件として例示している。

(4) Adoption Act, 1950, s. 17 (4); Adoption of Children (County Court) Rules, 1949, S. I. 1949 No. 2396, r. 20;

Adoption of Children (Summary Jurisdiction) Rules, 1949, S. I. 1949 No. 2397, r. 20; Adoption of Children (High Court) Rules, 1950, S. I. 1950 No. 80, r. 19).

- (5) 地方当局または任意団体の世話のもとにある約三〇〇〇人の子（一歳未満）について一九七一—七三年に行われた調査によれば、四七パーセントの者が四年以上当局の世話におかれていた。養子または養子となる目的のための里子に適する者は三二パーセントと報告されている。Jane Rowe & Lynda Lambert, *Children Who Wait: A study of children needing substitute families*, 1973, Tables IV 2 & VI 1 参照。

- (6) ソーシャル・ワーカーによって書かれた養子にかんする著書・パンフレットにはかならずとづいてよいはひ“Telling”の章または節がある。養子をしようとする者ならおよそ見逃さないであろう消費者連合 (Consumers' Association) の出版物である“*How to Adopt*” (1969, 1973) もその例にみえなう。“*Explaining Adoption*” (1972, 1976) というイラスト入りのパンフレットも「イギリス養子・里子収養協会連合会」(Association of British Adoption and Fostering Agencies. A B A F A と略す) から出版されている。これらの出版物は Jane Rowe の著述とみごとに符節をあわせているので、Miss Rowe の著書 (*Yours by Choice: A guide for adoptive parents*, 1959, pp. 132 *et seq.*) から telling とかんする部分を要約してみよう。Telling がなぜ必要であるかといえば、「うそや発覚の恐怖のうえに幸福と安定は築かれなからである。」「いつ告げるべきか」については、「子が理解できるほど大きくなったら」というのではない。Telling は一回かぎりのことではない。子の年齢と理解力に応じて、くりかえし、時間をかけ、忍耐よく、うそをまじえずに行わなければならない。そしてそれは養子とは「なにかしらいのもの」だというたのしい感じを伝える雰囲気のみで行われる必要がある。養親はよくその子を「選んだ」ということばを用いるが、それも頻発されすぎてはいけない。子は能力以上に高い期待にそわなければならないと感じたり、あるいは養親がその選択に失敗したと思うと、その子を施設に送り返すかイギリスにおける養子の「アイデンティティをしる権利」

もしないと心配するからである。実母のことをいうのに“your own mother”, “your real mother”はもちろん“your other mother”も適當でない。“Your first mother”が適當であろう。

養子にかんするソーシャル・ワークについてみるばあい、Jane Rowe と A B A F A はきわめて重要な存在である。ホートン委員会の委員でもあった Miss Rowe はイギリスとアメリカの両方で児童福祉サービスの豊かな経験をもち、現在 A B A F A の会長の任にある。A B A F A は一九七〇年に設立され、現在およそ七〇の養子協会とイングランド・ウェールズのすべての地方当局 (Annual Report 1974-75, p. 9 による)、その他法律家、医師、ソーシャル・ワーカーの有志個人が加盟している。その目的は、「養子協会の業務の水準を向上させ、養子収養にふくまれる法律的・社会的・心理的問題について一般人および専門家の理解を深める」ことにある。その活動は、「情報の収集、配布、地域的集会の推進をふくむ地方的努力の調整、調査研究の組織、養子協会・学生および一般公衆への助言サービス、養子収養にかんする政府部省間の連絡、パンフレットの発行」など広範囲にわたる (National Council of Social Services, Voluntary Social Services: Directory and Handbook 1975, p. 26)。また、養子法改正問題について重大な役割をはたすことはいうまでもないであろう (たとえば、オーウェン博士は一九七二年議員提出法案として養子法案を提出したさい A B A F A からえた協力についてふれている。898 H. C. 28th Oct. 1975, col. 1549)。

“Telling”に關連する養子協会の實務についているためには、Home Office and Social Services Group, Scotland, A Guide to Adoption Practice, 1970, が便利であろう。これは、ソーシャル・ワーカーが実親から収集しておくべき情報として、人種、国籍、年齢、宗教、教育、知能、技能、業績、関心、身体的特徴、病歴、健康状態 (実方親族をふくむ)、パーソナリティ、生活歴、父母相互の関係、養子にだす理由、子の出生・成長・健康についての記録 (出生の場所と時間をふくむ)、容貌、たべ物の好き嫌いその他が列記されている。非嫡出子の父との接触もそれが不可能または有害でないかぎり

奨励される。このような情報の収集が必要とされる理由は、つぎのように要約されよう。(i) 子のためにふさわしい養親を選ぶため、(ii) 養親希望者に子のニーズを理解させ、その決意を助けるため、(iii) 子の将来の成長とニーズについて若干の鍵を提供するため、(iv) 後年養親や養子が「出自についての自然な好奇心を満足させるために」情報を求めたとき、提供できるようにしておくため、あるいは、「子が成長したときかれのルーツをしり、人をしてかれ自身を認識することをうじてかれのアイデンティティを確立することを助けるため」(p. 66) ともいわれる (pp. 18-19, 47-49, 66-68)。また養親は子の養育開始のときワーカーによって語られることをしばしば忘れるものであるから、子の背景について書いた資料を手渡すこともいい方法であろうともいう (p. 68)。

ただし、このような手引書の記述と現実のプラクティスとのあいだにはかなりのギャップのあることが指摘されている (Triseliotis, J., *Evaluation of Adoption Policy and Practice*, pp. 58-59, In *Search of Origins*, pp. 40 and 150)。

(7) 政府は「養子決定書上に養子協会の記載をするための裁判所規則を制定するつもりであると述べたが (*Per Dr. Owen*, 883 H. C. Deb. 28th June 1975, col. 1832) 一九七六年の諸規則のなかでは実現されているようにみえない。

(8) しかし、この傾向がホートン委員会の委員やオーウェン博士等直接の関係者のみによってつくりだされたのではないことはもちろんである。ホートン報告前後に、それと傾向を同じくする判決例もまた少なくないのである。たとえば *Re G. (An Infant)*, [1963] 2 Q. B. 73, C. A.; *Re D. (Minors)* (*Adoption by Parent*), [1973] Fam. 209; *Re B. (A Minor)* (*Adoption: Jurisdiction*), [1975] 2 W. L. R. 569, [1975] 2 All E. R. 449, Fam. D. 参照。なお、親族養子が困難になった (*Children Act 1975*, s. 10 (3)) のにより、一九七七年前半は養子収養件数は前年に比べおよそ半減することが予想されていた (*The Times*, July 28, 1977, p. 4)。

三 第二六条成立の背景

一九七五年児童法第二六条を実現させた要因はなんであったのか、前出国会論議の一端と委員会報告からの抜き書きは、断片的ながらいくらかのことを伝えたであろう。ここではより意識的に、その推進力となったと思われる要因を一、二個別的にとりあげてみよう。

1 トリセリオティス調査

すでにたびたび言及したトリセリオティス調査について、In Search of Origins: The experiences of adopted people, 1973 からその概要を紹介しよう。著者であるトリセリオティス (Dr. John Triseliotis) は精神分析ソーシャル・ワーカーであり、エディンバラ大学でソーシャル・ワークを講ずる学究でもある。この調査は、スコットランド身分登録庁長官の協力をえて、出生記録からの情報を求めた養子七〇人を対象として行われた。かれらの過去と現在の状況、情報を求めた目的と動機、かれらのニーズ、および、えた情報をどのようにに利用し、結果はどうであったか等が調査された。それは、養子収養にたいする理解をいっそう深めるとともに、法改革と実務の改革のための資料を提供することを目的として計画された。

サンプルは、一九六九年一月一日から一九七〇年十一月三〇日のあいだに情報を求めた七三人のうち面接を承諾した五〇人、さらに右の期間に先立つ一二カ月間に登録庁に照会した二〇人、合計七〇人（男子二九人、女子四一人）

から採られた。面接には一人につき一回一時間半から二時間半が費やされ、多くのばあい再度の面接調査が行われたという。養子の照会時の年齢は二五―二九歳が二二名（三二パーセント）でおよそ三分の一を占めるが、二〇歳以下（一七歳以上）が七人（一〇パーセント）、四〇歳以上が一〇人（一四パーセント）である（p.13, Table 1）。このことはかかる関心が青年期のみのものではないことを示し、養親の死亡、自己の離婚や別居に直面したとき、あるいは自らが親になるうとしているときなど、人生のさまざまな時点をつうじてみられることをあきらかにする。

実親検索の目的におおじて区分すると、サンプル中の養子は二つにわけられる（以下の記述について「資料8」参照）。一は実親をたずねてじっさい会うことを目的とする「たずね親グループ」(Meet the Natural Parent group)であり、四二名（六〇パーセント）がそれに属する。他は、その主たる目的が不十分な生物学的・社会的背景についての情報を補充することにある「情報収集グループ」(Background Information group)であって、これには二六人（三七パーセント）がふくまれる。（残りの二人は実際上の必要による。）

まず、調査は、被調査者が養子であることをしった年齢からはじまる（c. 3 The revelation of adoption, pp. 18-37）。一歳以上でしった者が全体の三分の二近くあり、そのうちの半数を超える者が一六歳以上でしったことになる。ふつう妥当な年齢として推奨される三―五歳のあいだに告げられた者は六人に一人にすぎない。調査対象の六〇パーセントの者は一九四〇年代から五〇年代はじめに養子となっており、その時期には養親にたいして telling の重要性が強くアドバイスされたことを思うと、ずいぶん低い数字だと思わざるをえない。一一歳未満（とくに四―八歳頃）で告げられた者は、養親にたいする信頼を強め、ひじょうに満足している。養親が子の愛情を失うことのおそれ

は杞憂であることがわかる。一一歳以後にしたグループは、それまでの人生と自己像がゆさぶられ、困惑し、自らを「再発見」する必要がある。現にこのグループ四二名のうち三分の二は、実親に会おうとしており、情報収集で満足する者は三分の一にすぎない。一一歳未満でしった者のうち実親を探しているのは半数である。したがって養子であることをしった時期と実親の検索との関係は重要ではあるが、その他の事実とあわせて考慮する必要があるということになる。

つぎに、すでにしらされている情報の量と検索の関係についてである (C. 4 What was revealed, pp. 38-55)。養親が養子であること以外なにも付け加えなかったり、極端なばあいには養子であることを認めないばあい、あるいは、若干の事実を告げたばあいでもそれが実親にたいする敵意や侮蔑、過度に回避的態度のなかで行われたばあいが半数を超している (五四パーセント)。このうちの七一パーセントは実親に会うことを望んでいる。それに反して、心あるやり方で積極的に相当程度の情報をあたえられた者は圧倒的に追加的情報だけを望んでいる。養親による情報の不提供という事実は、養子協会が実親についての情報収集をぜんぜんまたは少ししかしていなかったために、養親がそもそも提供すべき知識をもっていないことが反省される。また、ある地方ではいまだに養子は「むしろなにかふつうでないもの」であって、養親は告げないか、または養子収養の事実を認める以外なにもいわない方がよいとされているらしいという印象がえられた。

養方における家族生活の満足度と検索の関係について (C. 5 Perception of family relationship, pp. 56-78)。サンプル中のほとんど半数の養子は養親のもとでの家族生活をおおよそ不満足 (mostly unsatisfactory) であった (あ

る」と叙述する。これらの者のうち半数以上はなんらかの段階で精神分析の助けをうけた。満足だとする者は二八パーセント、かなり満足だと思ふ者は二六パーセントである。不満だという者はその原因を緊密な家族関係と情緒的結びつきの欠如、所属感形成の挫折に帰する。家族生活にたいする不満が大きければ大きいほど養子が実親を搜索しようとする可能性が大になる。それにたいして、この点で満足しているばあいには、単に「空白をうめる」、「はつきりさせる」ために追加的情報をえようとする傾向にある。

自己像 (c. 6 Self-perception and identity, pp. 79-91) について。養子である多くの者がその自己認識についてどのような問題をもっているか、つぎの発言はおよそのことをわからせるであろう。「あなたは鏡のなかの自分を眺めて、あなたをだれとも比べることができない。実の母がどんな人か、父がどんな人か知らないのだから、あなたは見しらぬ人である」。三〇代中頃の既婚婦人は「生涯をつうじて私は自分自身について非現実感をもっていた。本物でないにか骨董のイミテーションのような感情を」と表現する。あるいは、かなり成功した自営業の男子は、「私は島のように孤立していてだれでもないという感じがしている。私には自分の子どもたちに自分の感情をあらわすことがむづかしく、パズにいるときにはだれにたいしても見しらぬ人のように感じて逃げだしたくなる」という。四四人 (六五パーセント) は「からっぽな感じ」、「疎外感」、「にせものの感じ」、「完全な人間、ほんものの人間でない」、「うつ状態におちいって不幸」、「緊張と不安」、「やっていけない」、「緊密な対人関係をもてない」といった表現で、否定的自己像をもっている。かれらのうち五人に四人は実親を探していた。それにたいして、いっばんによりよい自己像をもち、よりよい適応をしていると述べた二四人のうちでは、三人に一人だけが親を探しており、残りは背景的

情報にのみ関心をもつ。自分自身について否定的・不適応的イメージを描いた者は、養家における家族生活を耐えがたいと感じており、かれらはまたその出自についての情報をあたえられていないか、また否定的タイプの情報しかあたえられていない、という関係もあきらかにされている。

検索によせる養子の期待もかれらの過去と現在に密接に関係している (c. 8 Hopes and expectations, pp. 109-126)。すべての養子はなぜかれらが実親に捨てられたのか、かつていつときでも実親に欲せられ愛されたことがあったのかどうかしりたいと願っている。しかし、そのニードには程度の差があり、かれらが幻滅し不幸であると感じれば感じるほど、その答を実親から直接ひきだす必要が大になる。その多くは実親と親密な関係を発展させたいと希望する。養子が養家と自分自身に満足していると、自己のアイデンティティを補足したり完全にするのに役立つ情報をえようと期待する可能性が大きくなる。

さて、情報をえたあとの反応はどうであったであろうか (c. 9 The search and after, pp. 124-141)。大多数の子は父の欄が空白であって非嫡出子であることを発見してショックをうけた。疑ってはいてもじっさいそうだったことは打撃であったり、あるいは養親によって嫡出子であると信じこまされていたので養親のうその方がより大きな衝撃であったという者もある。父母が婚姻関係にあったことを発見した少数の養子もまた同じように傷ついた。単身の母のばあいよりもより重大な拒絶にあったように感じて、なぜ養子にだされたのかそのわけをさらに熱心にしろうとするようになった。母の氏が珍奇であったり、外国姓であったばあいは、ほとんど気づかないほどの色の黒さが思わづらいの種となる。母の職業は圧倒的に家事使用人が多く、その事実と長年いできてきた階層上のイメージとの

ギャップは大きく、ひじょうに失望した者も少なくない。

照会の結果えた情報により、けつきよく一人が実親または近親者をトレースすることができた。出生届時の父母の住所地とその近隣をたずねたり、かれらの名を電話帳や選挙人名簿に探し求めた結果である。一人のうち、二人は実母に、一人は実父に、他の一人は実父母に、七人は兄弟姉妹、祖父母、伯叔母に対面した。(i)二三歳の既婚男子は、婚姻して二児を有する母に会った。想像していたように愛情豊かな婦人でなかったのもはやコンタクトをもつことを欲しない。しかし、「いまでは私は自分がたつ足場をしっている。母に会ったことを後悔していない」。

(ii) 既婚の若い労働者(男子)は、再婚して八児をもつ父にあった。何回かの訪問のすえ口論になり実父は訪問を禁じるにいたる。そのごは養親にたいしてなしたと同じ批判を実父に向けている。(iii) ある独身の男子は母方の祖母を介して、婚姻している母に喫茶店で会った。会うやいなやひじょうに失望して、二回目の約束に出向かず、母からの二度の手紙にも返事をださない。しかし、「かの女に会ったことはよろこんでいる。いまでは私はしったのだし、思いめぐらす必要がないのだから。もう血は水よりも濃いとは思わない」。(iv) ある養子(女子)は兄弟をみつめ、その仲介によって母に会おうとしたが、母は応じない。そのためひどく拒絶され疎まれたと感じ、せめて電話で話すことを希望している。(v) 養子(男子)は伯叔母をトレースしたが、母に会わない方がよいとの助言をうける。母は会おうとしない。そこで不安定感と忿懣や怒りの感情が強まった。しかし、四カ月後にトリセリオティスが二回目の面接をこころみたさいにはずっと落ち着いて、すでに発見したことで十分だと感じるようになっていた。(vi) ある既婚婦人は、かの女が養子となってまもなく婚姻していた実父母と対面した。母は泣いてよろこび、親子はそのご

しばしば会うようになる。子は以前より幸福だと感じている。この経験により養親にたいする批判は消えはじめ、むしろ養親を理想化するほどまでになった。

「たずね親グループ」も「情報収集グループ」も発見した情報について失望も大きかったが、それにもかかわらず八〇パーセントの者はかれらがとった方法を後悔していない。照会の結果を「役に立った」、または「ある程度役に立った」と感じている。つぎの発言はかれらの感想の一端をよく物語っている。「母親に会うのに成功しなかったとしても、私自身について真実のことが載っている出生証書を手にして、ずっと気持ちがすっきりした。その証書は私自身と私のものです。それが私なのです」。いっばんに「情報収集グループ」の方が「たずね親グループ」よりも大きな満足を与えた。残りの二〇パーセント（ほとんどは「たずね親グループ」の養子）は、入手した情報の価値について確信がなかったり、その情報によってより不幸になったという。かれらのうちの四人は「不愉快な」事実を知らされたことを理由に、あるいは住所を知らされたことがいよいよ好奇心を刺激し、検索を止めることができなくなったことを理由に、法律上のかれらのしる権利の全廃を主張する。

調査対象の養子の五分の四は、情報をうる権利をスコットランドにユニークな規定というより養子としての「生得権」であるとみる。「養子が成年であれば、だれも養子からその権利をうばうことはできない」、「だれもあなたのルーツを切りとる権利はない」というように。かれらは、かかる権利をうばおうとするところみはなんであれ養子全体にたいする「攻撃」であると感じたのである。

実親は永久に子を放棄する決心をしたのであるから、二、三〇年もたってから追跡されうるのは、実親にとって酷

ではないかという指摘にたいしては、いっばんに「かなりの理解」を示した。子も親も双方ともに会うことを望むなら、会うことができるべきである。会うか会わないかについて実親は選択できなければならない。養子収養のさい、養子協会が仲介の役目を果たしたと同じように、このときにも養子協会またはその他の第三者があいだにたつべきである、というのが大方の意見であった。

以上、トリセリオティス調査は大略つぎのことをあきらかにしたといえよう。(i) 養子が実親について不十分な情報しかえていないことがいかに有害な結果を生んでいるか、いいかえると養子が自己のアイデンティティを確立するために実親をめぐる情報をもつことがいかに大切であるかということ、(ii) 養子が幼くして十分な情報をえており、精神的に充実した生活を送っているなら、検索権を認めてもじっさいに親をたずねあてようとする者はまれであること、(iii) 総じて登録本庁に照会する者の割合は多くはないし、たいいていの者はもとの出生簿上の知識をえるだけで満足すること、(iv) 養子はえた情報の内容によりその直後幻滅や失望を感じてより不幸になることがあるが、長期的にみるとそうではないこと、がそれである。このような調査報告はイングランドの消極論者に再考をうながすだけの力をもっていたとみることができる。いかに十全に立法に反映されたかはすでにみてきたところである。

2 その他の要因

トリセリオティス調査のようにホートン委員会や国会審議等でその影響力を明言されはしなかったが、直接間接の影響をあたえたものがほかにもあったことはまちがいないであろう。

1 まず、児童のためのクリニックではたらく臨床心理学者や精神分析医による研究報告がある。イギリスでは一九五〇年代のはじめからウェリッシュ(Welisch)やサントス(Sants,H.J.)等により情緒上の問題のためにクリニックにくる児童のなかで養子の占める割合が比較的に大きいことに関心がよせられていた。養子たる地位から生ずるストレスはしばしば「血統上の当惑」⁽¹⁾(genealogical bewilderment) によるものといわれる。ふつうの家族では、親や祖父母が判明しており、そのことは情緒的安定にとって不可欠な所属感の形成を助ける。それにたいして、自己像を血縁的家族のなかに拡大できない子は情緒的安定性をうばわれる。しらないということは安定した自己像とあいいれない。このように、精神衛生上血統についての知識がきわめて重要であることが広くいっばんに認められていた。⁽²⁾このことは第二六条をめぐる議論の基底の一つにあつたであろう。

2 児童法案が貴族院における審議を終えた一九七五年四月一七日、アンジェラ・ハムリン夫人 (Mrs. Angela Hamblin) (子を養子にやつた実母のひとり) は一二、三人ほどの仲間とともに JGSAW を発足させた。この団体は短命に終つたが、第二六条の成立になんらかの貢献をなしたことは否めないであろう。七六年四月五日の解散決議は、運動が挫折したからというよりも、むしろその目的を達したからという面が強いといえそうである。

JGSAW は、保健・社会保障省に提出した法案第二五条(七五年四月一七日印刷の法案 [Bill 140]) にかんするエビデンス(七五年九月一三日付)のなかで、その設立の動機をこのように説明している。発起人のあいだでは、それまでの国会討論のうちに、「養子が一八歳で自分のもとの出生記録にたいするアクセス権をもつとしたら、かれらはただちに実母をトレースすることを欲するものであり、このことはおのずと実母の生活にたいする歓迎されざる闘

入となるものだという一般的臆断が存するようにみえる」(84) という認識があった。それにたいしてかれらは、大多数の養子にとって実親のトレースが現実でないことはスコットランドの報告が示すとおりであり、「歓迎されざる闖入」もまたすべての実母についてそうであるわけではないことを主張した。どのくらいの割合の実母がコンタクトされることを望んでいるか、調査によって示すことはできない。しかし、かれらは、その数は「かつて想像されたよりはるかに多い」ことはまちがいないものと観測した。

そこで、JIGSAW の第一の目的は、「コンタクトされる意思のあることを登録したいと願う成人の養子または実母のために登録簿を編製することであり、登録者の実母または実子がコンタクトをもちたいとの希望を申し立てきたばあい、コンタクトを現実化させるということであった。コンタクトを個人的搜索にまかせるのではなく、「相互的希望」のうえに実現させようとするものであった。会員は実母をトレースしたいと願う養子とトレースされたいと願う実母からなり、その割合はほぼ半々であった。発足後四カ月で会員は一〇〇名を超えた。登録簿は JIGSAW の会員に公開された。

このような登録簿の編製に加えて、JIGSAW は会員が個人として、また集団として共通に有するもろもろの問題と困難を話しあうための定期的会合を組織し、成果をえたようすである。

かかる目的をもつ JIGSAW が児童法案第二五条に好意的であったのは道理であろう。むしろその条文の実現自体が主たる目的であったといえるかもしれない。

JIGSAW の活動について、ハムリン夫人は筆者宛の手紙のなかでこう述べている。「私たちはこの条文を通過さ

せるために養子たちと共闘しました。私たちが用いた方法は、私たちの状況と、その状況についての私たちの気持ちを公けにし、私たちの会員のひとりであるフィリップ・ホワイトヘッド議員とともに話したらき、そして副大臣オーウェン博士のためにこのことがらを研究していた保健・社会保障省にエビデンスを提出するということでした」(一九七六年六月二六日付)と。JIGSAW の存在と活動はたしかにホワイトヘッド議員とともによく電波にのり、またその放送のあとは問合せや入会があいついだもようである (H. C. Standing Committee A, Children Bill [Lords] 7th Sit. 17th July 1975, col. 341)。

法案第二五条が通過したばあい、JIGSAW の登録簿は、JIGSAW が支持する制定法上のカウンセリング形態(身分登録本庁におけるカウンセリング)とこのように結びつくことが提案されていた。つまり、実母とのコンタクトを願う養子は、登録本庁のカウンセラーによって JIGSAW にまわされる。そこでは実母が JIGSAW の登録簿に載っているかどうか調査され回答される。載っていないむねの回答は、実母にとって歓迎できない個人的検索をはじめめる意欲をそぐ役に立つであらうと考えられたのである。

提案のこの部分は、需要の大きさに、組織の財政的基盤が見合わないため、実行不可能であることがまもなく判明した。法案第二五条が児童法第二六条として成立したあとには、ほとんど唯一の主要な目的となったことが財政的に実行不可能であつてみれば、JIGSAW の解散はやむをえなかったであらう。しかし、一二月足らずのその存在は無駄ではなかった。

(1) スコットランドとならんで養子にかかる権利を認めるもう一つの法域であるフィンランドの法と実務についても一部に関

心がもたれてゐたやうにみえる。Rautenan, E., Work with adopted adolescents and adults: The experience of a Finnish adoption agency, in *The adopted person's need for information about his background* by ABFA (ed.).

- (2) Sants, H. J., Genealogical bewilderment in children with substitute parents, 37 *British Journal of Medical Psychology* 133 (1964). この論文は一九七一年シラノで開催された養子にかんする世界会議 (the First World Conference on Adoption) でも発表された (17 *Social Work* 101 (1972))。イギリスの事情はこの論文末尾の文獻『Triseliotis, *op. cit.*, pp. 2-10』に詳しいのである。トーマスとシムン『Simon, N. M. & A. Senturia, Adoption and Psychiatric Illness, 122 *American Journal of Psychiatry* 858 (1966); Rothenberg, E. W. & others, The Vicissitudes of the Adoption Process, 128 *American Journal of Psychiatry* 590 (1971); Schechter, M. D., Observations on Adopted Children, 3 *Archives of General Psychiatry* 45/21 (1960); Schechter, M. D. & others, Emotional Problems in the Adoptee, 10 *Archives of General Psychiatry* 109 (1964)』やその引用されている文獻によつて知られることがわかるであらう。これらアメリカの調査研究報告もイギリスで十分参照されたとみるべきであらう。

おわりに

(1) 本稿では多くのことを解明せずに終つてしまつた。立法の基礎づくりをした政府の報告書をかいまみることはしたが、それぞれの報告書が作成された時期における養子収養手続のプラクティスとその理論、児童のための心理学・精神分析学の学説を並行してみることをしなかつた。現時点のそれらについて若干の知識をえたにすぎない。

(2) もっと残念に思われるのは、ホプキンソン報告とトムリン報告のうちにあらわれ、一九二六年法によつて法制

化された養子の登録にかんするいくつかのこと、——(i) 養子簿の作製、(ii) 出生簿と養子簿との不連絡性、(iii) 連絡のための “other records” の編製、(iv) 養子証書の「養子」としての出生証書機能——にかかわる。なぜあえてそうしたのか理由を探る必要があった。ホプキンソン報告は、諸法域の法律、ことにニューヨーク州、西オーストラリア、ニュージーランド、ブリティッシュ・コロンビアの養子法制を参照したことを明記している (pp. 34, §§ 4-8) ので、せめてそれらの比較法制的検討を試みれば、なにか手がかりがつかめたかもしれない。イギリスの身分登録制度について歴史的にたちいった研究を行う必要も痛感される。

(3) 養子を実子と記載することを認めずつねに養子として表示することもイギリス法の重要なポイントである。それは非嫡出子であることが露呈するのに比べて次善の方法として消極的に容認されたのか、あるいは、養子を養子として表示することになにか積極的意義を認めていたからそうなのか、かぎられた資料から推察することはできなかった。あるいは、ただ単に、もともと事実を記載するものである国家の登録簿の性格上、養子は養子として記載する以外ほかに途がありえないという理由からであろうか。

このことは、むしろイギリスでは他人の子を自分の子として届け出る出生届が事実として存在しないということではない。子の出生後四二日以内に親その他一定の者は出頭して子の出生を届け出る義務を負う (Births and Deaths Registration Act, 1953, ss. 1-2)。医師・助産婦その他の者が作成する出生証明書を添付する必要はない。したがって、公正証書原本不実記載罪・同行使罪および医師法違反を犯す医師をまたずに、虚偽の出生届がより安直になされうるとかんぐることもできよう。時間がかかり、養親としてきわめて嚴重なテストの難関をいくつも越えねばな

らない養子収養手續を思うと、なおさらありそうな氣もしてくる（報告された事件をしらないが）。それを抑制する機能は、偽証罪にたいする罰則規定（Perjury Act, 1911, s. 4 & Criminal Justice Act 1967, sch. 3 Pt. I. なお Forgery Act, 1913 & Births and Deaths Registration Act, 1953, s. 37）と、届出のため役所に出頭した親その他の者と面談して出生証書の記載をする登録官の勘以外には求められない。

これは私人による虚偽の表示の可能性を示す。しかし、養子を養子として記載する以外に実子として記載する途を（選択的にであれ）認めることは、私人ではなく国家が当事者となる公認の虚偽の表示を認めることであって、事の重大さは同日の談でないのは当然である。

（4）養子を養子としてしか表示しないことの理由を本稿では論断しえなかったが、この書式上の事実は“telling”のプラクティスおよび第二六条の出現と無縁ではないといえそうである。養子簿上における養子の実方不開示が、養親・養子・実親にとって意味をもってきたことはすでにみた。しかし、イギリスでは制度のはじめからずっと、養子がうけとる出生証書（シート・フォームをのぞく）の書式からして養子たることがおのずと判明するしくみになっている。人の口に戸がたてられたとしても養子は養子たることをしらずに一生を過ごすとはおよそ考えられない。いづれかならずわかるとしたら、成人後に突然発見して生涯に悪影響を残すようなわかり方は極力避けなければならない。“Telling”の必要性、もつとも効果的な“telling”のテクニクと適切な時期について多くの出版物がページをさいてきたのはそのためである。有色人種の養子候補者が増えるにつれ、かつては金髪碧眼の子に金髪碧眼の養親を組み合せようとして奔走した養子協会の努力は意味をもたなくなってきた。これも“telling”の普及に貢献したであ

ろう。“Telling”の主役は養親であり、養子協会やソーシャル・ワーカーはそれを支援するわき役にある。養親のこの責務の不履行は法による制裁に親しむとは思われない。告げるべき事実を知らない養親、どうしても告げない養親はどこにでもいるものであり、養親がはやくに死亡するばあいもある。そのようなばあい養子は実子やその他の養子をもつ出自についての知識を重大にうばわれたままにおかれることになる。このような少数者のために本人からの検索を権利として認めたのが第二六条であるといえよう。

(5) この権利としての認識も、家族関係いっばんにおける「オープンなアプローチ」を可能にする社会的風土が育っていないれば世上承認をうるまでにはいたらないであろう。第二六条成立の背景を探るばあい、本稿でとりあげた個々の要因のほかに、その背後にあつてなによりも大きな力をはたしたものとして、とらえがたいものではあるが、世論の風向きとでもいうべきものを無視できないであろう。従来養子となる子の最大の供給源であつた未婚の母にたいする社会的・法律的对応の変化はその顕著なあらわれであろう。かの女たちはファイナー報告 (Report of the Committee on One-Parent Families (Finer Report), 1974, Cmd. 5629) が描いてみせたように、いまなお少なからず困難な問題にとりまかれている。しかし、非嫡出子の出生総数中の割合はビルや人工妊娠中絶の合法化にもかかわらず一〇パーセントにまで上昇している。「養子にやるか胎児を殺すか」といった二者択一的ない方がもしイギリスでなされたとしたら、それは現実的なひびきをもたないであろう。非嫡出子を自ら養育する母が増えていることは、つぎのような傾向からも推察することができる。

近年養子になった子の内訳をみると、他人でなく実親による養子が急激に増えている。六〇年代前半には全養子の

およそ四分の一がそれであったのにたいし、七〇年代に入ると半数近くなっている。しかも、実親による養子といえ
ばかつては非嫡出子を実母が単独でまたはその夫とともに養子にするケースが思いうかんだのであったが、七〇年以
降は嫡出子を親の一方とその配偶者が養子とするケースの方が上回っている (Houghton Report, Table 3)。離婚
と再婚の増加につれて当然であったであろう。孤児救済、非嫡出子救済として機能してきた養子制度はかなり変容し
てきたというべきである。これらのことは、その他多くのオープンな傾向とあいまって、実親の「しられない権利」
を主張する声を弱めるものだといえそうである。

似たような社会的風土をもつアメリカでも、ニューヨーク、カリフォルニア等で養子のアイデンティティをしる権
利をめぐる議論と運動が久しく胎動をつづけている。そのなかで関係者は、イギリスのこのたびの改正に十分留意し
つつ、イギリスよりもいっそう周到に、沈着に検討を進めているようにみえる。まもなくイギリスの何倍かのスケ
ールでその全貌があらわれるかもしれない。ソーシャル・ワーク理論、精神分析学説等両国の共通財産は豊富である。
ここでもお互いの経験を利用しあうにちがいない。イギリスにおけるこの問題の検討も実はアメリカにおけるそれ
とあわせてなされるべきであろう。

(6) さいごに、第二六条の施行(七六年一月二六日)後の状況について現在までにしられていることを紹介して
稿を閉じよう。登録庁長官から情報をうる前の任意的・強制的カウンセリング・サービスの利用について、施行後八
カ月間で約五、〇〇〇人の養子が登録本庁および地方当局のカウンセリングにまわされたといわれている。
カウンセラーの任務について通達はこのようにいつてゐる (Circular LAC (76) 21, para. 18)。

(1) 養子にたいし、出生証書をうることができるようにする情報をあたえ、かつ、望むなら、その他可能性ある情報源を示唆すること、かつ、

(2) 養子がその父母またはかれの家族のその他のメンバーをトレースしようとしているかどうかを認定し、もしそうであれば、その養子と、それがふくむところの意味を論じること。

ABFAは第二六条にかんする“Notes for Counsellors”のなかで、「そのような検索がふくむところの意味」についてこう書いている。

「父母をトレースできないか、または拒絶されたばあい生じうる悲嘆と失望について述べなければならない。カウンセラーは、他の者たちが傷つきうるという理由で検索を続行しないように助言することもある。申請者はその搜索を迫行するなら自身身と他の者たちにひきおこす苦しみについて責任を負うことを助けられねばならない。子が養子収養されるようになるさまたまな状況についての若干の議論は適当であり、収養のはじまりに関係したすべての者、実方・養方両方の家族の感情をよりよく理解することを助けるであろう。

なんらかの直接のコンタクトを開始するために仲介者を与えることの利益が強調される必要がある。このように潜在的に複雑な状況においてはソーシャル・ワークの支援をつづける必要があり、また、実親がトレースされるばあいには、カウンセラーまたはその他のソーシャル・ワーク機関を利用することが重要とならう」(p.4)。

右のようにその任務を説くと同時に、「カウンセラーは、養子がそれを要求するばあい、出生記録へのアクセスについて情報供与を拒む権利をもたない」(p.2) ことも十分承知している。

ABFAのためにリーディング (Alfred Leeding) が行った調査は、第二六条が施行から翌年三月三十一日まで

の約四カ月間にウェスト・ミッドランズ（人口五二〇万人）の一三の地方当局にわたした影響をあきらかにしている。調査対象はその期間内に地方当局のカウンセラーにより面接をうけた二七九人である。じつさい親をトレースして（対面までいならず文通をふくむ個人的接触を確立することを意味する）会う意思のある者はそのうちの二〇パーセントであった。この二〇パーセントをさらに分析すると、（i）トレースし、ソーシャル・ワーカー、牧師等の仲介をつうじて会う意思のある者、七パーセント、（ii）トレースして会う意思があるが、十分責任ある態度を示し、それがふくむところの意味をよくわきまえている者、一一パーセント、（iii）トレースし会う意思があり、面接のワーカーに心配の原因をあたえた者、二パーセント、となっている。問題の二パーセントについて、リーディングは養子とその親についてくわしい知識をうることのできるプラクティスを確立する必要性等、トリセリオティスと同じ調査結果と結論をえている。しかし、リーディングはつぎのことばでその報告をむすんだ。すなわち、「これらの（二パーセントの）少数の養子が危険をもたらしうるといふ疑問の余地のない心配は、カウンセリングが多数の者にわたした利益と較量してしりぞけられなくてはならない」と。（“Access to Birth Records: A report” (1977), p. 19.）

イギリスにおける養子の「アイデンティティをしる権利」

1949=Adoption of Children Act, 1949. (12, 13 & 14 Geo. 6, c. 98.)

1958=Adoption Act, 1958. (7 Eliz. 2, c. 5.)

1976=Adoption Act 1976. (1976 c. 36.)

六四

[資料 2] 養子収養決定件数

イギリスにおける養子の「アイデンティティを失う権利」

年	イングランド・ウェールズ						スコット ランド	
	総 数	暫定的 決定総 数	高等法院		県 裁 判 所			略式管轄 裁判所
			総数	暫定的 決定総 数	総 数	暫定的 決定総 数		
1927-30	14,026		403		961		12,662	
1931-35	22,708		276		1,432		21,000	2,561
1936-40	31,521		349		2,511		28,661	4,860
1941-45	58,732		266		7,916		50,550	8,089
1946-50	88,123		820		19,225		68,028	9,308
1951-55	66,743		392		21,654		44,697	7,266
1956	13,198		44		5,118		8,036	1,358
1957	13,401		44		5,553		7,804	1,405
1958	13,303		53		5,899		7,351	1,365
1959	14,105	71	46	1	6,529	70	7,530	1,236
1960	15,099	207	42	2	7,602	205	7,455	1,457
1961	15,997	249	55	1	8,678	248	7,264	1,609
1962	16,894	280	53	4	9,572	276	7,269	1,621
1963	17,782	196	74	—	10,443	196	7,265	1,683
1964	20,412	232	59	1	12,796	231	7,557	1,945
1965	21,033	171	55	—	13,499	171	7,479	2,018
1966	22,792	127	50	—	14,880	127	7,862	2,040
1967	22,802	173	45	1	15,086	172	7,671	2,140
1968	24,831	189	39	4	16,499	185	8,293	2,155
1969	23,705	173	31	2	15,623	171	8,051	2,268
1970	22,371	155	16	1	14,506	154	7,849	2,040
1971	21,495	123	40	—	13,619	123	7,836	1,904
1972	21,603	134	21	—	13,461	134	8,121	1,691
1973	22,247	167	34	1	13,825	166	8,392	1,900
1974								1,664
1975								1,680

Source: Registrar General's Statistical Review of England and Wales, 1973, Pt 2, Table T4; Registrar General for Scotland, Annual Report 1975, Pt 2, Table T 1. 3.

〔資料 3〕 養子収養決定書の付表

1. No. of entry	
2. Date	Registration District
and	
country	Sub-district
of birth of child	
3. Name and surname of child	
4. Sex of child	
5. Name and surname, address and occupation of adopter or adopters	
6. Date of adoption order and description of court by which made	
7. Date of entry	
8. Signature of officer deputed by Registrar General to attest the entry	

イギリスにおける養子の「アイデンティティをしる権利」

Source: Adoption (County Court) Rules 1976, S.I. 1976 No. 1644,
Sch. 1 Form 8.

〔資料 4〕 養子簿（イングランド）の記載様式

1	2	3	4	5	6	7	8
No. of entry	Date and country of birth of child	Name and surname of child	Sex of child	Name and surname, address and occupa- tion of adopter or adopters	Date of adoption order and descrip- tion of court by which made	Date of entry	Signature of officer deputed by Registrar General to attest the entry

Source: Adoption Act, 1958, Sch. 1.

[資料 5]

CERTIFIED COPY OF AN ENTRY OF BIRTH

GIVEN AT THE GENERAL REGISTER OFFICE, LONDON

Application Number

REGISTRATION DISTRICT

_____. BIRTH in the Sub-district of _____ in the _____

Columns:-	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
No.	When and where born	Name, if any	Sex	Name and surname of father	Name, surname and maiden surname of mother	Occupation of father	Signature, description and residence of informant	When registered	Signature of registrar	Name entered after registration

CERTIFIED to be a true copy of an entry in the certified copy of a Register of Births in the District above mentioned.

Given at the General Register Office, London, under the Seal of the said Office, the _____ day of _____ 19____

イギリスにおける養子の「アイデンティティをしる権利」

〔資料 6〕 出生証書のショート・フォーム

Short certificate of birth

Regulation 82(1) Births and Deaths Registration Act 1953, S. 33

Name and Surname

Sex

Date of Birth

Place of Birth.....

I,

Superintendent Registrar for

..... the

Registrar of Births and Deaths for the sub-district of in

Registration District of do hereby certify that the

above particulars have been compiled from an entry in a register in my custody.

Date

Superintendent Registrar

Registrar of Births and Deaths

Source: Registration of Births, Deaths and Marriages

Regulations 1968, S.I. 1968 No. 2049, Form 29.

イギリスにおける養子の「アイデンティティをしる権利」

〔資料 7〕 身分登録本庁（イングランド・ウェールズ）により
発行された証書の種類別（1947—1973）

年	出 生		養 子 収 養	
	総 数	ショート・ フォーム	総 数	ショート・ フォーム
1947	212,060	1,060	19,750	1,150
1948	239,293	62,662	45,443	32,331
1949	217,677	59,167	33,834	20,370
1950	198,442	55,307	25,926	15,824
1951	221,632	67,697	25,768	15,688
1952	205,936	73,505	24,606	14,666
1953	195,388	84,063	23,465	14,048
1954	203,514	92,207	25,428	15,464
1955	201,690	95,582	24,787	15,588
1956	204,252	96,097	27,499	17,244
1957	221,049	102,545	30,368	18,151
1958	204,086	98,661	28,348	17,647
1959	204,169	95,101	30,447	18,892
1960	202,915	94,295	35,771	22,228
1961	207,605	91,729	35,556	20,727
1962	187,654	74,091	35,782	20,532
1963	195,651	79,423	38,887	22,233
1964	198,670	76,134	47,459	26,509
1965	210,657	77,954	47,338	25,911
1966	220,720	81,982	49,975	26,923
1967	213,377	74,491	50,594	26,810
1968	213,343	73,653	53,181	29,203
1969	187,007	70,201	56,135	37,384
1970	188,649	69,449	46,417	29,255
1971	181,504	58,653	42,040	27,065
1972	198,901	60,807	43,059	27,603
1973	177,204	57,480	42,987	28,087

イギリスにおける養子の「アイデンティティをしる権利」

〔資料 8〕 養子の最終目的の選択に関する一定の要因
(人数=68人)

	たずね親 グループ		情報収集 グループ		合 計		イギリスにおける養子の「アイデンティティをしる権利」
	人数	%	人数	%	人数	%	
1. 養子であることをしった年齢							
11歳以下	12	29	12	46	24	35	
11歳以上	30	71	14	54	44	65	
2. 〔実親〕について すでに知らされた情報							
「なし」又は「敵意ある」	30	71	7	27	37	54	
「少し」から「かなり」	12	29	19	73	31	46	
3. 〔養家における〕家族関係							
「不満足」	28	67	3	12	31	46	
「かなり満足」から「満足」	14	33	23	88	37	54	
4. 自 己 認 識							
「否定的」	25	60	5	19	30	44	
「かなり肯定的」から 「肯定的」	17	40	21	81	38	56	
5. 精神分析の助け							
精神分析的治療	21	50	5	19	26	38	
そ の 他	21	50	21	81	42	62	

Source: J. Triseliotis, In Search of Origins, 1973, p.170, Table 11. 1.